

官報

号外 平成九年十二月十二日

○第百四十二回 参議院會議録第十一号

平成九年十二月十二日(金曜日)

午後一時四分開議

○議事日程 第十一号

平成九年十二月十二日

午後一時 本会議

第一 精神保健福祉士法案(第百四十回国会内閣提出、第百四十一回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一
- 一、言語聴覚士法案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、議長不信任決議案(平井卓志君外四名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 一、外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、国会法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

平成九年十二月十二日 参議院會議録第十一号

一、参議院規則の一部を改正する規則案(中曾根弘文君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)
一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願外三百二十二件の請願
一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 精神保健福祉士法案(第百四十回国会内閣提出、第百四十一回国会衆議院送付)及び本日委員長から報告書が提出されました
言語聴覚士法案(内閣提出、衆議院送付)
を日程に追加し、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長山本正和君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山本正和君登壇、拍手)

○山本正和君 大変御迷惑をおかけいたしましたし、まず冒頭におわび申し上げます。

ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、精神保健福祉士法案は、近時の精神障害者の社会復帰をめぐる状況にかんがみ、精神障害者の社会復帰を促進するための相談及び援助の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、精神保健福祉士の資格を定めようとするものであります。

次に、言語聴覚士法案は、人口の高齢化に伴い、リハビリテーション医療の分野において、言語機能及び聴覚に障害を持つ者に対して訓練等を行う専門技術者の果たす役割が重要になってきたことにかんがみ、新たに言語聴覚士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、言語聴覚士法案に対し、言語聴覚士の資格に係る欠格事由のあり方についての検討規定を加える修正が行われております。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、精神保健福祉士を独立の資格として制度化する理由、精神障害者社会復帰施設の着実な整備、言語聴覚士に係る診療の補助行為の内容、両資格制度に係る診療報酬上の適切な位置づけ等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長長松谷蒼一郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(松谷蒼一郎君登壇、拍手)

○松谷蒼一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の金融を取り巻く環境の変化に対応し、経営の困難な農水産業協同組合について、適時適切な処理を図るため、

一部を改正する法律案

合併により設立される農水産業協同組合等を、農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象に加える等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、今回の法改正の必要性、農漁協系統信用事業の現状と課題、新設合併に際しての理事等の経営責任、責任準備金の積み立て状況と保険料率のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より、本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、預金保険法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長石川弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石川弘君登壇、拍手〕

○石川弘君 ただいま議題となりました預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関に係る合併等に対し、預金保険機構が資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、内閣総理大臣の出席を求めるとともに、参考人からの意見を聴取し、特定合併に対する資金援助の具体的基準、預金保険機構の財政状況及び保険料率のあり方、金融システム安定化のための公的資金導入の可能性等各般にわたる熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して笠井亮委員より本法律案に反対、自由民主党、社会民主党・護憲連合を代表して金田勝年委員より本法律案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

これにて休憩いたします。

午後一時十四分休憩

午後二時十六分開議

○副議長(松尾官平君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

平井卓志君外四名発議に係る議長不信任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松尾官平君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。平井卓志君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔平井卓志君登壇、拍手〕

○平井卓志君 私は、平成会を代表して、斎藤十朗議長の不信任決議案について提案の趣旨を説明いたします。

議長不信任決議案

本院は、議長斎藤十朗君を信任しない。右決議する。

以下、その理由を申し述べます。

参議院は、常に国民の信頼と負託にこたえ、国民の幸せを実現するという重大な責務を担っておりますことは言うまでもありません。

そのために、参議院は議会制民主主義を尊重し、民主的に議会運営を遂行するという崇高な目標と理念を持っているのであります。そのことを具体的な例で申しますと、与党と野党がお互いの立場を尊重しながら、信頼感に基づいてできるだけ合意形成を図っていくことであります。

しかしながら、斎藤議長はその原点をみずから打ち破ったのであります。一昨日十日午後八時、斎藤議長は本会議開催のベルを理不尽にも押してしまったのであります。我々野党三党が欠席しているにもかかわらず、主に与党だけで開会を強行したのであります。

本来、公正中立であるべき議長が一方的に与党にくみし、結果として与党の言いなりになってしまいました。平成会、民主党・新緑風会並びに太陽三会派の言い分には決して耳をかせみませんでした。

その間、与党の意向を受けた議長が何回か私どもを招いて話し合いを持ちました。しかし、その都度審議に参加してほしいと言っただけで、具体的な話や打開策は一切出さなかったものであります。ただ、話し合いの格好をつけただけに終わりました。

斎藤議長はこのように真剣に汗をかこうとしませんでした。この姿勢は、議会のリーダーとして

決して許せることではありません。

議會制民主主義の基本は、議長が少数野党の意見を最大限に聞くことにあるのであります。斎藤議長はそれを踏みにじってしまいました。

問題の預金保険法改正案は、必ず金融界を混乱させることが必至な悪法であります。その悪法を衆議院では、自民党、社民党などの与党が不正常な形で強行採決をいたしました。

我々参議院は、このような事態のときこそ独自の立場から良識の府として慎重な態度をとらなければならぬのであります。にもかかわらず斎藤議長は、党利党略に走る自民党などの主張に押し切られ、平成会など健全野党の意見を無視してしまつたのであります。

とりわけ斎藤議長は、参議院の権威を高めようとみずから参議院改革の首領をとつてこられたのであります。私も、その趣旨を当然理解し、これまでできるだけ協力をしてきたのであります。

その議長が参議院の権威をおとしめる行為をみずから行ったのであります。崇高な理想とこり押し開会をしたそのギャップの開きはまことに甚だしいと言わざるを得ない。今回の事態と行動でその斎藤議長を私は信頼することができません。

よつて平成会は、参議院に良識を呼び戻し、議會制民主主義を健全な軌道に乗せるため、それらを妨げた斎藤議長の不信任案を提案いたします。

特に、参議院のあり方を憂える良識ある議員の皆さんの御賛同をぜひお願いいたします。(拍手)

○副議長(松尾官平君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。佐々木満君。

(佐々木満君登壇、拍手)

○佐々木満君 私、自由民主党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけを代表いたします。ただいま議題となりました斎藤参議院議長に対する不信任決議案に対し、反対の討論を行うものであります。

我が斎藤議長におかれては、平成七年八月、全会派賛成のもとに議長に選任されて以来、常に公平、公正、中立を旨とされ、終始円満、適正な議長運営に当たってまいられました。

また、長年の懸案でありました参議院制度の改革につきましても、みずから先頭に立つてその実現に努力され、目覚ましい成果を上げつつあります。すことは、諸君よく御承知のところであります。

我が斎藤議長は、本院議員としての長い御活動の中で数多くの要職を歴任され、さらに国務大臣の重責にも任せられ、この間、輝かしい業績を積み上げてこられました。

さらに、参議院改革にはつとに情熱を持って取り組んでこられました。特に議院運営委員長、改革協議会の座長として、新しく本院独自の調査会の設置を取りまとめられたのであります。これは参議院の権威高揚のための画期的な改革でありまして、我が国憲政史を飾る快挙と申すべきだと思います。

さらに、推されて参議院議長に就任されましたや、早速、制度改革検討会に対して、委員会制度の根本的見直しや国会テレビの活用など、本院改革についての基本的かつ広範な課題をみずから提起されました。

検討会におきましては、斎藤議長の意を体して真剣活発な意見交換、協議が重ねられました結果、昨年十二月、委員会審査及び調査の充実、決

算審査の充実、押しボタン方式の導入、議員立法の充実、情報の一層の公開などについて具体策の答申を見るに至つたのであります。そのうち、押しボタン方式については来通常国会からの導入が決定されるなど、着々その成果を上げつつあることは諸君よく御案内のところであります。

また、委員会再編につきましては、作業小委員会での慎重かつ精力的な調整検討を経て、先日の国会法の改正により実現することになりました。これは行政改革における中央省庁の再編にも比すべき大改革であります。これが実現を見たことは、議員各位の御努力、御協力によるものであることはもちろんであります。同時に、これをよく取りまとめられました斎藤議長のすぐれた先見性と決断力、そして改革への強いリーダーシップの成果でもあり、まさに絶賛に値するものであります。

この間、各会派の代表者懇談会や個別の話合も粘り強く積み重ねられましたが、斎藤議長におかれましては、その高潔な人柄をもって各会派の意見によく耳を傾けられ、円満解決をモットーにその取りまとめに努力されたのであります。

このように考えてまいりますと、今回不信任案を提出された会派の諸君におかれましては、参議院改革に寄せる斎藤議長の熱意と誠意ある取り組みについては十分御理解、御評価をいただいております。

今回、衆議院から送付されました預金保険法改正案は、我が国の金融システムの安定、預金者保護に必要な緊急措置を定めようとするものであり、仮に今国会で不成立となるがごとき事態となれば、我が国はもとより、アジア、世界経済に

深刻な影響を及ぼしかねないものであります。

去る十日の本会議は、残された会期が極めて少ないという状況の中において、野党の理解を求めべく誠意ある努力をぎりぎりまでされた上で開催されたものでありまして、大局に立たれた議長の決断としてはまことにやむを得ないものであり、まさに苦渋の選択だったと信ずるものであります。私は、斎藤議長の御心中に思いをいたすとき、まことに頭の下がる思いがいたすのでございます。

内外ともかつてない重要な局面にある今日、我々は尊敬する斎藤議長のもとで新しい時代にあつた参議院改革を断行し、開かれた活力ある効率的な審議を通じて国民の自託にこたえ、もつて新しい時代を切り開いていかなければなりません。

我々は、全力を挙げて斎藤議長を支えてまいります。議員諸君におかれましては不信任案の不当性に十分御理解をいただき、我が斎藤議長を温かく、そして力強く信任してください。心よりお願いを申し上げます。

以上、自由民主党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけを代表して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(松尾官平君) 猪熊重二君。

(猪熊重二君登壇、拍手)

○猪熊重二君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました斎藤議長不信任決議案に賛成の討論を行うものであります。

賛成する第一の理由は、議長が去る十日行った本会議の開会は、幾十年にわたる参議院の重要法案審議期間二十日間確保という悲願をいとも安易

に否定したものであって、本院議長にあるまじき
 舉であると言わなければなりません。

議員各位も御承知のとおり、従前から、衆議院
 は多くの重要法案を会期末に一括参議院に送付し
 てきており、参議院はこれらの法案の審議時間を
 確保するために、会期終了との時間の戦いの中で
 苦しんでまいりました。

このような状況を解消し、参議院が真に参議院
 らしい審議ができるよう河野議長以来今日まで、
 歴代議長が衆議院に対し、重要法案については少
 なくとも参議院における二十日間の審議時間を確
 保の見込んで送付してくるようにと要望し、その実
 現のために全力を傾けてきたところであります。

今回、衆議院から送付された預金保険法改正案
 は、まさにこの審議二十日間を相当とする重要法
 案であります。

この法案は、預金者保護を本来の法の目的とし
 て制定され運用されてきた預金保険法の法的性質
 を百八十度転換し、破綻金融機関相互が合併した
 場合にも公的支援が可能となるよう改正しようと
 するものであります。

したがって、この法案は、従前の政府の破綻金
 融機関の救済のために公的資金は投入しないとの
 国会答弁と矛盾する重大問題を抱えた法案であ
 り、また、当事者金融機関の責任追及をすること
 もなく、監督官庁たる大蔵省の職務怠慢、無為無
 策を究明することもないままに国民の血税を投入
 しようとするものであって、到底国民の理解を得

ることのできない不公平、不公正な内容でありま
 す。

この法案審議に際しては、国民の信託による貴
 重な財産をかける破綻金融機関救済のために投入
 することの是非につき、当然に国民の意見を聞か
 なければならず、また、委員会において当該施策
 の妥当性、相当性につき慎重な審議が要求される
 ことは当然であります。

議長が十日夜の同法案趣旨説明のための本会議
 開催を強行したことは、わずか一日の審議で本法
 案を成立させることを企図した行為であり、かか
 る重要対決法案を二十日どころかたった一日の
 審議で成立させることをもくろんだ本会議運営
 は、歴代参議院議長の長年にわたる慎重審議の悲
 願を一挙に否定、消失せしめる行為であって、到
 底容認することはできないのであります。

不信任案に賛成する第二の理由は、議長が本法
 案の衆議院における審議、採決の違法、不当、す
 なわち瑕疵につき故意に目をつむり、あたかも正
 常な衆議院送付案のごとく安易に処理したこと
 の不当性にあります。

本法律案は、衆議院において、本月五日大蔵委
 員会において大混乱の中に強行採決され、その
 後、この委員会運営の違法性が何ら打開されない
 ままに、本月九日夜の本会議において与党単独で
 変則強行採決されたものであります。

もちろん、当参議院が衆議院の右のような審
 議、採決の議事手続の当否につき直接批判、介入

すべきものでないことは各院の独立性から当然の
 ことであります。しかし、各院の独自性、独立性

の問題と、他院の審議の実態を客観的に把握した
 上で当院としていかに対処することが適切である
 かを検討するということは全く別個の次元の問
 題であります。

かかる観点に立脚し、当院の運営に関する最高
 の權威と指揮権を有する議長としては、衆議院の
 右のような審議、採決の状態を深く検討し、これ
 を他山の石として、本院においてはかかる事態を
 回避し円満、慎重な審議を企図すべきは当然であ
 ります。

しかるに、議長の本件に対する対応は、衆議院
 の異常事態を見きわめた上で本院のあり方を考え
 るということとまさに逆行するものであって、本
 院においても衆議院における暴挙の追認、後追い
 をするにすぎない無残なこととなりました。

かくしては、衆議院の誤りを是正し抑制機関と
 して参議院が作用することをみずから放棄し、ま
 た衆議院の足らざるところを補完して国政に遺漏
 なきを期すという補完機能を放棄したものと
 わざるを得ません。

議長の今回の本会議開会の措置は、参議院の抑
 制・補完・是正機能の放棄であり、参議院みずか
 らによる二院制の憲法的意義の抹殺であります。

参議院の存在意義を根本的に問わなければならな
 い事態を招来した議長の責任は、職を辞してもな
 お回復し得ないほどに重大な誤りであると言わざ

るを得ません。

不信任案に賛成する第三の理由は、本会議開会
 に至るまでの議長の事態解決に対する無為無策で
 あります。

衆議院から右法案が強行採決の法案として送付
 されてきた時点から、議長は、事態の重大性にか
 かんがみ、各派の対応を見守りつつ円満妥当な解決
 を模索すべきでありました。

しかるに、議長の対応は各派を対等に招致し、
 各派に打開策の検討を指示したのみであります。

しかし、このような方策は、事態解決の責任を負
 担している与党の責任を見逃すものであって、到
 底事態打開の糸口を見出すことは不可能でありま
 す。かかる議長の行為は、事態解決への議長とし
 ての識見も先見性も全く持ち合わせていないもの
 と非難されてもやむを得ないところであります。

議長としては、本法律案の内容からしても、与
 党の衆議院での強行採決の事態から考えても、本
 院においてとるべき唯一の方策は、与党、特に自
 由民主党に対する慎重審議の説得でなければなら
 ません。さらに言うならば、議長がとり得る唯一
 の解決策は、与党、特に自由民主党に対し、当法
 案を慎重審議するため本案を次期通常国会まで継
 続審議にすべしと説得することでありました。

しかるに、議長は、与党の一方的、利己的、党
 派の見解にくみし、継続審議という公正妥当な道
 を全く求めることもせずに、単に与党の強行採決
 路線に盲従したにすぎないのであります。

議長の今回の本会議開催の権限行使は、議長としての公正公平な職分、権限を忘失し、単に自由民主党の水先案内人の務めを果たしたにすぎず、議会制民主主義の根本的破壊の第一歩と言つべきであります。

議会制民主主義は、民主主義が相対主義の原理に基づくものであること、またその具体的方策がやむを得ない多数決原理であることを前提として、構成員の自由な討議による意見の交動、集約を期待するところに成り立っております。

議長の今回の本会議開催、一日だけの審議による重要法案と党単独による強行議決の路線は、議会制民主主義を実質的に否定するものであって、到底容認することはできないのであります。

私は、議長が就任以来今日まで誠実に公平に妥当に議長としての職務を執行してこられたことに深甚の敬意と感謝を申し上げるものであります。しかし、今回のような議長の行為は、議長の長きにわたる栄光と識見に全く逆行するものであつて、まことに遺憾のきわみであります。

以上、私は本不信任決議案に賛成する事由を述べ、討論を終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(松尾官平君) 伊藤基隆君。

(伊藤基隆君登壇、拍手)

○伊藤基隆君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま提案のありました斎藤議長不信任決議案に対し、賛成の立場から討論を行うものであります。

我が国は今、不安と不信に覆われています。相次ぐ金融機関の経営破綻、そして不景気に、庶民、町々の商店街、中小零細企業経営者の方々にやり場のない怒りがうっせきしております。議員各位、地元を初め、実際に自分の足で町を歩かれれば、その悲鳴とも言える切実な声に身も引き締まる思いになられることと確信いたします。

かかる中、本第四百四十一臨時国会は実に重大な使命と国民の期待を背負ったものであります。ビッグバンを視座に据えた抜本的な金融対策、そして切迫した財政を構造から改革する青写真を示し、国民の不安感を一掃し、経済社会の安定化を図ることが求められていることは当然であります。

しかしながら、政府・与党は、構造改革の名に値しないばかりか、消費の急激な冷え込み、株価の大暴落など、今日の日本経済の一層の混迷を招いた財政構造改革法、そして、金融機関経営者のモラルハザードをさらに加速し、一層の恣意的な裁量行政を招くおそれが強く、預金保険機構の資金不足等の問題に対する抜本的対策を全く欠いた預金保険法改正案を、国会の手続、民主主義の根幹のルールを踏みにじつてまで成立を図っております。この姿に国民の怒りと不信は高まるばかりであります。

そして参議院に身を置く私たちが最も憂慮し、残念でならないことは、このような不正常な事態、混乱に参議院議長みずからも手をかし、参議院の使命と国民からの負託を放棄する結果となつてしまつてゐることであり、混乱と対立の中で参議院から送付された案件だからこそ、私たちが参議院は、冷静かつ真摯に政策議論を重ね、国民の意思を施策に反映させるべきであり、それこそが良識の府としての存在意義と、そして誇りのゆえんであります。

我々は、参議院としての主体性を持つて正常化を図り、十分な審議をすべく申し入れを行いましたが、与党は何らの誠意を持った対応を行いませんでした。そして議長は、このような事態の中にあつてもみずから議事を正常化する努力を怠り、不正常なままでの本会議開催を強行いたしました。

そもそも、重要法案は二十日間の審議期間をもつて慎重審議することが慣例であります。しかし、九月二十九日以来七十五日の会期がありながら、預金保険法改正案は、本日を含め三日間しかない中で参議院から送付されたことは周知のとおりであります。また、国民から厳しく政治倫理の確立を求められているにもかかわらず、衆議院予算委員会で行われた泉井氏の証人喚問が参議院予算委員会では行われないなど、参議院軽視しか思えない事態が相次いでおります。

本来、議長を先頭に、参議院の総意としてこのような事態に対処すべきであります。斎藤議長

は全く適切な対応を放棄しております。もはや斎藤議長は良識の府たる参議院の議長を務めるにあつたと言わざるを得ないばかりか、このように国民から負託された参議院の責務をみずから放棄し、また、院の權威と信頼関係を損なう結果をもたらしたことに對し、厳しく責任を問われなければなりません。

以上を申し上げ、斎藤議長不信任決議案に対する賛成の討論といたしますとともに、各党会派、議員各位の御賛同を呼びかけますのであります。

(拍手)

○副議長(松尾官平君) 立木洋君。

(立木洋君登壇、拍手)

○立木洋君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました斎藤議長不信任案に対して賛成の討論を行うものであります。

賛成する理由は、斎藤議長が、重要法案については十分な審議日程を確保し、審議充実を図るといふ職責を果たさない点において、議長としてふさわしくないからであります。

以下、その理由を申し述べます。

問題となつてゐる預金保険法は、そもそも日本版ビッグバンを推進するもので、預金保険機構による資金援助の手法を一層拡大し、合併して新銀行をつくる場合、債務超過に至る以前の段階においても、機構がその不良債権を買収することができるといふものであります。これは預金者保護という預金保険機構の本来の機能を大き

く変質させ、公的資金の無限なき投入につながるなどの重大な問題点を持つもので、今日、山一証券を初めとする金融機関の経営破綻が続発する中、その対策の方向にも深くかわかる今国会の重要法案の一つでありました。

ところが、衆議院では自民党など与党が、我が党などの強い反対を押し切つて強行採決を繰り返すなどの暴挙を重ね、本院に預金保険法案が送付されたのは会期末のわずか三日前のことであります。

参議院はこれまで、重要法案については二十日間の審議期間を確保するということが参議院改革の一貫した主要項目の一つであるとして全会派によつて再三合意され、議長の諮問機関として設置されていた参議院制度改革検討会各申にも、昨年わざわざこのことを盛り込んだばかりなのであります。

この各申などの基本精神に従えば、このような重大な法案は、まさに参議院本来の意義と役割に照らせば審議不十分となることは明白であり、もはや廃案とするのが至当であり、斎藤議長がそのために必要な措置をとることは当然のことであつたのであります。

しかるに斎藤議長は、この自民党など与党の意向に沿つて、衆議院から送付されてきた翌日に、一部野党の欠席という不正常的事態が解決されないまま法案の趣旨説明、質疑の本会議を開き、本日の採決強行に至る道を開いたのであります。

その結果、いよいよ会期末を迎えた本日に至り、重要法案にふさわしい十分な審議も尽くされないまま、与党多数で大蔵委員会での採決を強行するに至つたため、我が党は、議長が本院の役割に照らし本法案を廃案にするよう強く申し入れてまいりました。

ところが、議長は、我が党のこの道理のある提案を顧みず、与党の言うまま、預金保険機構法案採決のための本会議開会のベルを押し、法案が成立するに至つたのであります。このような行為は議長長の職責に反するものと指摘せざるを得ません。

暴挙に暴挙を重ねた衆議院の審議でさえ、五日間の審議が行われたのであります。本院においてわずか三日の審議で重要法案を成立させるなどということは、衆議院の行き過ぎを抑制し、誤りがあれば慎重な審議の中でそれを正すという二院制における参議院本来の役割を否定することとなり、その責任は極めて重大であります。

それはまた、本院の進めてきた参議院改革の基本理念にも根本から反し、参議院開設五十年に当たつたこの年の締めくくりとしてまことにふさわしくない運営であり、まさに不信任に値するものと言わざるを得ないのであります。

以上のとおり、参議院が国民の期待にこたえて、重要法案について十分な審議を尽くす国会となることを改めて強く要求し、不信任に対する賛成の討論を終わります。(拍手)

○副議長(松尾官平君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(松尾官平君) これより採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票箱閉鎖〕

○副議長(松尾官平君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○副議長(松尾官平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(松尾官平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九票

白色票

九十八票

青色票

百四十三票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

九十八名

足立 良平君	阿曾田 清君
荒木 清寛君	石田 美栄君
泉 信也君	猪熊 重二君
今泉 昭君	岩瀬 良三君
魚住裕一郎君	牛嶋 正君
海野 義孝君	及川 順郎君
大久保直彦君	大森 礼子君
扇 千景君	加藤 修一君
風間 昶君	片上 公人君
勝木 健司君	小林 元君
木暮 山人君	木庭健太郎君
白浜 一良君	曾川 健二君
田村 秀昭君	高野 博師君
高橋 令則君	武田 節子君
但馬 久美君	都築 讓君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
寺崎 昭久君	寺澤 芳男君
戸田 邦司君	直嶋 正行君
永野 茂門君	長谷川 清君
浜四津敏子君	平井 卓志君
平田 健二君	平野 貞夫君
広中和歌子君	福本 潤一君
星野 朋市君	益田 洋介君
松 あきら君	円 より子君
水島 裕君	山崎 力君
山下 栄一君	山本 保君
吉田 之久君	和田 洋子君

渡辺 孝男君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	一井 淳治君
今井 澄君	小川 勝也君
岡崎トミ子君	菅野 茂君
川橋 幸子君	久保 巨君
国井 正幸君	小島 慶三君
齋藤 勲君	笹野 貞子君
菅野 久光君	竹村 泰子君
千葉 景子君	角田 義一君
中尾 則幸君	前川 忠夫君
松前 達郎君	峰崎 直樹君
本岡 昭次君	薬科 満治君
阿部 幸代君	有働 正治君
上田耕一郎君	緒方 靖夫君
笠井 亮君	聴濤 弘君
須藤美也子君	立木 洋君
西山登紀子君	橋本 敦君
筆坂 秀世君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
山田 俊昭君	北澤 俊美君
釘宮 磐君	小山 峰男君

岩井 國臣君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	浦田 勝君
海老原義彦君	遠藤 要君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大河原太一郎君	大木 浩君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	岡部 三郎君
加藤 紀文君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
笠原 潤一君	片山虎之助君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	上吉原一天君
亀谷 博昭君	河本 英典君
木宮 和彦君	北岡 秀二君
久世 公亮君	香掛 哲男君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥麟君	佐々木 満君
佐藤 静雄君	佐藤 泰三君
斎藤 文夫君	坂野 重信君
清水嘉与子君	清水 達雄君
塩崎 恭久君	下稲葉耕吉君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
鈴木 政一君	鈴木 貞敏君
鈴木 正孝君	世耕 政隆君
関根 則之君	田浦 直君
田沢 智治君	田村 公平君

高木 正明君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享祥君	坪井 一字君
中島 真人君	中曾根弘文君
中原 爽君	永田 良雄君
長尾 立子君	長峯 基君
橋崎 泰昌君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	野村 五男君
南野知恵子君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
林田悠紀夫君	平田 耕一君
二本 秀夫君	保坂 三蔵君
真島 一男君	真鍋 賢二君
前田 勲男君	松浦 功君
松浦 孝治君	松谷蒼一郎君
松村 龍二君	三浦 一水君
溝手 顕正君	宮崎 秀樹君
宮澤 弘君	村上 正邦君
守住 有信君	森田 健作君
矢野 哲朗君	山崎 正昭君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
石井 一二君	赤桐 操君
及川 一夫君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
上山 和人君	菅野 壽君

日下部清代子君	志苦 裕君
清水 澄子君	瀬谷 英行君
谷本 義君	照屋 寛徳君
田 英夫君	洲上 貞雄君
三重野栄子君	村沢 牧君
山本 正和君	渡辺 四郎君
西川きよし君	江本 孟紀君
椎名 素夫君	末広まきこ君
奥村 展三君	堂本 曉子君
水野 誠一君	武田邦太郎君
長谷川道郎君	

午後三時七分休憩

午後四時五十一分開議

○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。三塚大蔵大臣。

〔国務大臣三塚博君登壇、拍手〕

○国務大臣(三塚博君) 去る十二月五日の本院本会議質疑に際しましては、前日夕刻から再三にわたり本院から本会議の予定並びに質疑予定時間が繰り上がる旨の連絡があったにもかかわらず、出席がおくれました。議員各位にお待たせを

平成九年十二月十二日 参議院會議録第十一号

議事日程追加の件 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利な取扱いに對する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 参議院規則の一部を改正する法律案

申し上げ、三分間にわたって本院本會議を中断せしめ、御迷惑をおかけいたしましたことに對し、深くおわびを申し上げます。

今後、このような事態が生じませんよう十分心を戒めてまいりますと同時に、緊密な省内の連絡体制の徹底を図ります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、外国等による本邦外航船舶運航事業者に對する不利益な取扱いに對する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長泉信也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔泉信也君登壇、拍手〕

○泉信也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、外国等が本邦外航船舶運航事業者に對し、不当に差別的な負担金の納付を義務づけ、もしくは本邦外航船舶運航事業者の使用する

船舶の当該外国の港への入出港を制限する等の措置を実施し、または決定する場合において、当該措置により生ずる事態に緊急に對処するため、当該外国に係る外国外航船舶運航事業者に對し、その使用する船舶の本邦の港への入港の禁止等を命ずることができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院運輸委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、国会法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長中曾根弘文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中曾根弘文君登壇、拍手〕

○中曾根弘文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出によるものでございまして、その主な内容は、衆議院の決算委員会を改組して決算行政監視委員会を設置すること、各議院または各議院の委員会の内閣等に対する報告ま

たは記録の提出要求に關する規定の整備を図ること、各議院または各議院の委員会は会計検査院に對して特定事項の検査の要請を行うことができるものとする、会計検査院の機能強化のための会計検査の観点を明記すること、衆議院事務局に、委員会の命を受けて行う予備的調査の事務等を分掌するため調査局を置き、衆議院法制局に法制企画調整部を置くこと等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、提出者の亀井衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、自由民主党、平成会、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合の各会派を代表して西田理事より、会計検査院に對する特定事項の検査の要請は参議院の

調査会からも行えるようにする旨の修正案が提出されました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でござい

ます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、お諮りいたします。

中曾根弘文君外七名発議に係る参議院規則の一部を改正する規則案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よって、本規則案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。中曾根弘文君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔中曾根弘文君登壇、拍手〕

○中曾根弘文君 たいま議題となりました参議院規則の一部を改正する規則案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本規則案は、今般の国会法の一部改正により再編される常任委員会及び新設される行政監視委員会の委員の数及び所管について定めること、本会議における押しボタン式投票方式を採用するため、所要の規定の整備を行うこと、委員会及び調査会が会計検査院に対し特定事項の検査の要請を行う場合の手續を定めることの三点から成るものでございます。

以下、その内容を御説明申し上げます。

改正の第一は、常任委員会の委員の数及び所管についてでございます。

まず、第一種常任委員会の委員の数でございますが、議員定数の二百五十二人を十二の委員会に均等に配分し、各委員会とも二十一人とすることといたしております。再編される第一種委員会の所管でございますが、基本政策別に新たに規定することといたしております。

また、新設される行政監視委員会でございますが、委員の数は三十人とし、所管を行政監視に

する事項、行政監察に関する事項、行政に対する苦情に関する事項の三項目とすることといたしております。

また、常任委員を兼ねることのできる場合に行政監視委員を追加することといたしております。

改正の第二は、本会議における押しボタン式投票方式の採用についてでございます。

現在、本会議におきましては起立採決、記名投票、異議の有無による採決の三種の採決方式が採用されておりますが、今般新たに押しボタン式投票装置を導入し、議長は必要と認めるときは押しボタン式投票によって採決することができるとことといたしております。

押しボタン式投票の方法でございますが、問題を可とする議員は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする議員は投票機の反対ボタンを押すことによって投票することといたしております。

また、起立採決において議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議の申し立てがあったときには、現行規則におきましては記名投票によって採決することとなっておりますが、新たに押しボタン式投票の方法によることもできることといたしております。

改正の第三は、委員会及び調査会から会計検査院に対し特定事項の検査の要請を行う場合の手續についてでございます。

今般の国会法の一部改正に伴いまして、国会から審査または調査のため会計検査院に対して特定事項について検査の要請を行うことができることとなりますが、委員会または調査会から求める場合には議長を経て行うことといたしております。なお、附則において本改正は次の常会の召集の日から施行することといたしております。

以上が本規則案の提案の趣旨及びその内容でございます。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

〔拍手〕

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本規則案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本規則案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程を追加して、本日内閣委員長外十委員長から報告書が提出されました元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願外三百三十二件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(五十八件)

軍人恩給の改善に関する請願

行政書士制度の規制緩和に関する請願

現行行政書士制度維持に関する請願(三件)

子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願(五十三件)

酒販免許制度の堅持等に関する請願(九十三件)

金融及び証券に係る事件の徹底究明に関する請願(三件)

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(四件)

私学助成制度の堅持に関する請願

公立小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(五件)

義務教育費国庫負担制度堅持に関する請願(九件)

脚帶血(さいたいけつ)バンクの設立に関する請願(九件)

廃棄物対策の推進に関する請願

障害者施策の推進に関する請願(三件)

寝たきり老人・重度心身障害者とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(三件)

男性介護従事者の養成等に関する請願(三件)

公的脚帶血(さいたいけつ)バンクの早期設立等に関する請願(三件)

平成九年十二月十二日 参議院会議録第十一号

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願外三百二十二件の請願 議事日程追加の件 委員会及び調査会の審査
及び調査を閉会中も継続するの件

一〇

介助用ホイス・水平トランスファの支給基準
緩和に関する請願(二十一件)

保育制度の改善と充実に関する請願

建設国保組合の育成・強化に関する請願(五件)

ダイオキシンの対策に関する請願

児童福祉法改正に伴う公的保育制度の充実に関する請願

食料・農業・農村地域に関する新たな基本法の制定に関する請願

障害者の雇用率引上げ、職域拡大等に関する請願(二十一件)

労働者保護及び雇用の安定を図るための労働行政体制の整備に関する請願(六件)

高齢者の雇用機会の創出等に関する請願(三件)

急傾斜地崩壊対策事業の充実・強化に関する請願

急傾斜地崩壊対策事業の推進に関する請願
高速道路等の通動割引に関する請願

第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定と所要の投資規模確保に関する請願(三件)

環境負荷の抑制対策充実に関する請願(三件)

行財政改革の推進に関する請願

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕
○議長(斎藤十朗君) これらの請願は、各委員長
の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択す
ることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
よって、これらの請願は各委員会決定のとおり
採択することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) この際、委員会及び調査会
の審査及び調査を閉会中も継続するの件について
お諮りいたします。

内閣委員会
一、非営利法人特例法案(参第三号)
一、市民公益活動法人法案(参第五号)
一、市民活動促進法案(第百三十九回国会衆
第一八号)
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関
する調査
一、国の防衛に関する調査
地方行政委員会
一、地方行政の改革に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外務委員会
一、国際情勢等に関する調査
大蔵委員会
一、租税及び金融等に関する調査
文教委員会
一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律
案(第百四十回国会衆第二二号)

一、日本体育・学校健康センター法の一部を
改正する法律案(第百四十回国会衆第二二
号)
一、スポーツ振興法の一部を改正する法律案
(第百四十回国会衆第二三号)
一、教育、文化及び学術に関する調査
厚生委員会
一、社会保障制度等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
運輸委員会
一、運輸事情等に関する調査
通信委員会
一、郵政事業、通信、放送及び電波等に関す
る調査
労働委員会
一、労働問題に関する調査
建設委員会
一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、平成七年度一般会計歳入歳出決算、平成
七年度特別会計歳入歳出決算、平成七年度
国税収納金整理資金受払計算書、平成七
年度政府関係機関決算書

一、平成七年度国有財産増減及び現在額総計
算書
一、平成七年度国有財産無償貸付状況総計算
書
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関
する調査
議院運営委員会
一、議院における証人の宣誓及び証言等に関
する法律の一部を改正する法律案(第百四
十回国会衆第三四号)
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する
件
科学技術特別委員会
一、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会
一、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部
を改正する法律案(第百四十回国会参第五
号)
一、阪神・淡路大震災の被災者に対する支援
に関する法律案(参第八号)
一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会
一、選挙制度に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に
関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する調査

行財政改革・税制等に関する特別委員会

一、行財政改革・税制等に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

行財政機構及び行政監察に関する調査会

一、行財政機構及び行政監察に関する調査

○議長(斎藤十朗君) まず、文教委員会において

審査中のスポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

三案の委員会審査を閉会中も継続することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、三案の委員会審査を閉会中も継続することに決しました。

次に、各委員長及び各調査会長要求に係るその他の案件について採決をいたします。

これらの案件は、いずれも委員会及び調査会の審査または調査を閉会中も継続することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも委員会及び調査会の審査または調査を閉会中も継続することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 今期国会の議事を終了するに当たり、一言あいさつを申し上げます。

去る九月二十九日に召集されました今臨時国会も、本日の議事をもちって終了する運びとなりました。

今会期中、議員各位におかれましては、財政構造改革推進法案や介護保険法案など重要議案の審査に当たられ、また景気対策、金融問題、外交・安全保障等、国政の重要な緊急の諸課題について、真摯な議論を重ねてこられました。

終盤に至り、一時不平常な状態となりましたことは遺憾に存じますが、参議院の円満な運営のため、今後一層心してまいりたいと存じます。

ここに、この間の各位の御尽力、御苦勞に對しまして、心から敬意と謝意を表するものであります。

また、今国会におきましては、かねてより取り組んでまいりました常任委員会の全面的再編並びに行政監視委員会設置のための国会法改正案が成立し、次期常会から施行される運びとなりました。さらに常会からは、本会議における押しボタンの投票が導入される予定となっております。

た御理解と御協力に對し、ここに厚く御礼申し上げますとともに、この改革により、来年は参議院が開設五十一年目の新たな年をより充実した体制で迎えることができるものと信じます。

内外の時局ますます多端な折から、議員各位におかれましては、一層御自愛の上、御活躍をいただきますよう、またよき新年を迎えられますようお祈り申し上げます。ごあいさつといたします。(拍手)

これにて休憩いたします。

午後五時八分休憩

(休憩後開議に至らなかった)

出席者は左のとおり。

議長	齋藤 十朗君
副議長	松尾 官平君

末広まきこ君	栗原 君子君
小山 峰男君	渡辺 孝男君
大森 礼子君	椎名 素夫君
山口 哲夫君	釘宮 繁君
福本 潤一君	山本 保君
江本 孟紀君	矢田部 理君
北澤 俊美君	松 あきら君
加藤 修一君	山崎 力君
阿曾田 清君	益田 洋介君
平田 健二君	但馬 久美君

和田 洋子君	菅川 健二君
海野 義孝君	円 より子君
岩瀬 良三君	小林 元君
都築 謙君	石田 美栄君
荒木 清寛君	浜四津敏子君
山下 栄一君	風間 昶君
泉 信也君	寺澤 芳男君
武田 節子君	牛嶋 正君
猪熊 重二君	寺崎 昭久君
星野 朋市君	木暮 山人君
勝木 健司君	片上 公人君
及川 順郎君	広中和歌子君
永野 茂門君	石井 一二君
吉田 之久君	白浜 一良君
長谷川 道郎君	水野 誠一君
芦尾 長司君	上吉原 一天君
長尾 立子君	奥村 展三君
堂本 暁子君	常田 享祥君
岩永 浩美君	大野つや子君
高野 博師君	武田邦太郎君
釜本 邦茂君	北岡 秀二君
小山 孝雄君	戸田 邦司君
高橋 令則君	今泉 昭君
水島 裕君	景山俊太郎君
海老原義彦君	岩井 國臣君
吉村剛太郎君	魚住裕一郎君
直嶋 正行君	平野 貞夫君
長谷川 清君	野沢 太三君

松浦 孝治君	宮崎 秀樹君	守住 有信君	杵掛 哲男君	大木 浩君	上杉 光弘君	國務大臣
二木 秀夫君	足立 良平君	岡野 裕君	高木 正明君	下稻葉耕吉君	岡部 三郎君	大藏大臣
木庭健太郎君	統 訓弘君	遠藤 要君	真鍋 賢二君	田沢 智治君	志苦 裕君	厚生大臣
田村 秀昭君	永田 良雄君	村上 正邦君	井上 吉夫君	小川 勝也君	国井 正幸君	農林水産大臣
鈴木 貞敏君	小野 清子君	佐々木 満君	岩崎 純三君	朝日 俊弘君	西川きよし君	運輸大臣
平井 卓志君	扇 千景君	井上 裕君	宮澤 弘君	山下 芳生君	萱野 茂君	
鶴岡 洋君	大久保直彦君	加藤 紀文君	坪井 一字君	中尾 則幸君	峰崎 直樹君	
世耕 政隆君	坂野 重信君	鈴木 正孝君	照屋 寛徳君	今井 澄君	島袋 宗康君	
前田 勲男君	塩崎 恭久君	大脇 雅子君	橋本 聖子君	笠井 亮君	渡辺 四郎君	
森田 健作君	矢野 哲朗君	馳 浩君	田村 公平君	川橋 幸子君	薬科 満治君	
溝手 顕正君	佐藤 幹雄君	上山 和人君	谷本 嶺君	岡崎トミ子君	山田 俊昭君	
依田 智治君	山本 一太君	菅野 壽君	田浦 直君	阿部 幸代君	及川 一夫君	
三浦 一水君	松村 龍二君	武見 敬三君	中原 爽君	清水 澄子君	角田 義一君	
平田 耕一君	畑 恵君	長峯 基君	大淵 絹子君	竹村 泰子君	一井 淳治君	
林 芳正君	龜谷 博昭君	洲上 貞雄君	笠原 潤一君	西山登紀子君	須藤美也子君	
中島 眞人君	阿部 正俊君	松谷蒼一郎君	服部三雄雄君	三重野栄子君	梶原 敬義君	
鈴木 政二君	金田 勝年君	南野知恵子君	河本 英典君	千葉 景子君	前川 忠夫君	
狩野 安君	佐藤 泰三君	上野 公成君	関根 則之君	齋藤 勲君	緒方 靖夫君	
石渡 清元君	鴻池 祥肇君	日下部禮代子君	横崎 泰昌君	筆坂 秀世君	吉川 登子君	
谷川 秀善君	保坂 三蔵君	鹿熊 安正君	鎌田 要人君	村沢 牧君	本岡 昭次君	
岡 利定君	太田 豊秋君	野村 五男君	石川 弘君	伊藤 基隆君	笹野 貞子君	
尾辻 秀久君	山崎 正昭君	大島 慶久君	真島 一男君	有働 正治君	橋本 敦君	
陣内 孝雄君	西田 吉宏君	山本 正和君	須藤良太郎君	吉岡 吉典君	田 英夫君	
成瀬 守重君	野間 勉君	木宮 和彦君	浦田 勝君	赤桐 操君	瀬谷 英行君	
清水 達雄君	清水嘉与子君	吉川 芳男君	石井 道子君	小島 慶三君	久保 亘君	
久世 公堯君	斎藤 文夫君	竹山 裕君	松浦 功君	菅野 久光君	松前 達郎君	
青木 幹雄君	中曾根弘文君	井上 孝君	林田悠紀夫君	藤澤 弘君	立木 洋君	
倉田 寛之君	片山虎之助君	板垣 正君	大河原太一郎君	上田耕一郎君		

議長の報告事項

一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 谷川 秀善君 補欠 片山虎之助君

法務委員

辞任 長尾 立子君 補欠 清水 達雄君

大蔵委員

辞任 片山虎之助君 補欠 谷川 秀善君

清水 達雄君 長尾 立子君

逓信委員

辞任 西田 吉宏君 補欠 保坂 三蔵君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

大蔵委員会

理事 上山 和人君 (志苦裕君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員
会に付託した。

預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第七
号) 大蔵委員会に付託

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する
法律案(閣法第九号) 農林水産委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。
新聞販売労働者・新聞奨学生の労働に関する質
問主意書(吉川春子君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
郵便貯金の周知宣伝施設に関する再質問主意書
(山下米一君提出)

新聞販売労働者・新聞奨学生労働に関する質
問主意書(吉川春子君提出)

昨日十一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任 清水 達雄君 補欠 長尾 立子君

外務委員
辞任 野間 起君 補欠 青木 幹雄君

大蔵委員
辞任 長尾 立子君 補欠 清水 達雄君

厚生委員
辞任 中島 眞人君 補欠 阿部 正俊君

農林水産委員

辞任 青木 幹雄君 補欠 野間 起君

井上 吉夫君 小山 孝雄君

労働委員
辞任 阿部 正俊君 補欠 中島 眞人君

小山 孝雄君 井上 吉夫君

予算委員
辞任 佐藤 道夫君 補欠 山田 俊昭君

同日衆議院から次の議案が提出された。
国会法等の一部を改正する法律案(衆第二二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律
案(佐藤敬夫君外二名提出)(衆第二〇号)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関す
る法律の一部を改正する法律案(大島章宏君外
四名提出)(衆第二一号)

国会法等の一部を改正する法律案(議院運営委
員長提出)(衆第二二号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。

阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関す
る法律案(都築讓君外二名発議)

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院におい
てこれを可決した旨の通知書を受領した。

国会法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した
旨の通知書を受領した。

国会法の一部を改正する法律
本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任 片山虎之助君 補欠 谷川 秀善君

石井 一二君 高橋 令則君

外務委員
辞任 青木 幹雄君 補欠 野間 起君

大蔵委員
辞任 谷川 秀善君 補欠 片山虎之助君

保坂 三蔵君 西田 吉宏君

厚生委員
辞任 阿部 正俊君 補欠 中島 眞人君

農林水産委員
辞任 小山 孝雄君 補欠 井上 吉夫君

野間 起君 青木 幹雄君

通信委員
辞任 高橋 令則君 補欠 石井 一二君

西田 吉宏君 保坂 三蔵君

労働委員

辞任 井上 吉夫君 補欠 小山 孝雄君

中島 眞人君 阿部 正俊君

予算委員
辞任 筆坂 秀世君 補欠 上田耕一郎君

懲罰委員
辞任 石井 一二君 補欠 白浜 一良君

本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員
辞任 鈴木 和美君 補欠 梶原 敬義君

建設委員会
理事 益田 洋介君 (益田洋介君の補欠)

決算委員会
理事 猪熊 重二君 (猪熊重二君の補欠)

理事 海野 義孝君 (海野義孝君の補欠)

行財政機構及び行政監察に関する調査会
理事 今井 澄君 (齋藤勤君の補欠)

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の
議案が提出された。

議長不信任決議案(平井卓志君外四名発議)

参議院規則の一部を改正する規則案(中曾根弘文君外七名発議)

本日議長は、次の議員提出案を災害対策特別委員会に付託した。

阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案(都築義君外二名発議)(参議院第六号)

本日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

国会法等の一部を改正する法律案(衆議院第二二二号)

本日次回の衆議院提出案を衆議院に回付した。

国会法等の一部を改正する法律案

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

精神保健福祉士法案

言語聴覚士法案

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

預金保険法の一部を改正する法律案

本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

外国等による本邦外船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、非営利法人特例法案(参議院第三号)

一、市民公益活動法人法案(参議院第五号)

一、市民活動促進法案(第百三十九回国会衆議院第一八号)

文教委員会

一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第百四十回国会衆議院第二二二号)

一、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院第二二二号)

一、スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院第二二三号)

決算委員会

一、平成七年度一般会計歳入歳出決算、平成七年度特別会計歳入歳出決算、平成七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成七年度政府関係機関決算書

一、平成七年度国有財産増減及び現在額総計算書

する法律の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院第三四号)

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(第百四十回国会参議院第五号)

一、阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案(参議院第六号)

本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外務委員会

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

労働委員会

一、労働問題に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する調査

一、沖縄及び北方問題に関する調査

一、沖縄及び北方問題に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する調査

行政改革・税制等に関する特別委員会

一、行政改革・税制等に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

行政機構及び行政監察に関する調査会

一、行政機構及び行政監察に関する調査

本日委員長から次の報告書が提出された。

精神保健福祉士法案(第百四十回国会閣法第九〇号)審査報告書

言語聴覚士法案(閣法第八号)審査報告書

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号)審査報告書

国会法等の一部を改正する法律案(衆第二二二号)審査報告書

内閣委員会請願審査報告書(第一号)

地方行政委員会請願審査報告書(第一号)

法務委員会請願審査報告書(第一号)

大蔵委員会請願審査報告書(第一号)

文教委員会請願審査報告書(第一号)

厚生委員会請願審査報告書(第一号)

農林水産委員会請願審査報告書(第一号)

労働委員会請願審査報告書(第一号)

建設委員会請願審査報告書(第一号)

環境特別委員会請願審査報告書(第一号)

行政改革・税制等に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)

本日議員から次の質問主意書が提出された。

シベリア抑留者に対する「未払い賃金」の補償措置に関する質問主意書(上田耕一郎君外一名提出)

エンドクリン問題等に関する質問主意書(加藤修一君提出)

ブルトニウム燃料加工の海外委託に関する質問主意書(清水澄子君提出)

本日次の質問主意書を内閣に転送した。

シベリア抑留者に対する「未払い賃金」の補償措置に関する質問主意書(上田耕一郎君外一名提出)

エンドクリン問題等に関する質問主意書(加藤修一君提出)

ブルトニウム燃料加工の海外委託に関する質問主意書(清水澄子君提出)

本日次の質問主意書を内閣に転送した。

シベリア抑留者に対する「未払い賃金」の補償措置に関する質問主意書(上田耕一郎君外一名提出)

エンドクリン問題等に関する質問主意書(加藤修一君提出)

ブルトニウム燃料加工の海外委託に関する質問主意書(清水澄子君提出)

本日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員荒木清寛君提出PCBの処理対策等に関する質問に対する答弁書

本日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員竹村泰子君提出ダム事業の総点検に関する再質問(答弁することができる期限 平成十年二月四日)

本日議院において採択した「行政改革の推進に関する請願外三百二十二件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

精神保健福祉士法

言語聴覚士法

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律

預金保険法の一部を改正する法律

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、市民活動促進法案(第百三十九回国会衆第一八号)

二、非営利法人特例法案(参第三号)

三、市民公益活動法人法案(参第五号)

四、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

五、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第百四十回国会衆第二二二号)

二、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆第二二二号)

三、スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆第二三三号)

四、教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

一、社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

官 報 (号 外)

通信委員会

- 一、郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

労働委員会

- 一、労働問題に関する調査

建設委員会

- 一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、平成七年度一般会計歳入歳出決算、平成七年度特別会計歳入歳出決算、平成七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成七年度政府関係機関決算書
- 二、平成七年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 三、平成七年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆第三四号)
- 二、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

- 一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

- 一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
- 災害対策特別委員会
- 一、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(第百四十回国会参第五号)
- 二、阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案(参第八号)
- 三、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

- 一、選挙制度に関する特別委員会

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会

国会等の移転に関する特別委員会

- 一、国会等の移転に関する特別委員会

行財政改革・税制等に関する特別委員会

- 一、行財政改革・税制等に関する特別委員会

国際問題に関する調査会

- 一、国際問題に関する調査会

国民生活・経済に関する調査会

- 一、国民生活・経済に関する調査会

行財政機構及び行政監察に関する調査会

- 一、行財政機構及び行政監察に関する調査会

本日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会法等の一部を改正する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

本日衆議院議長から、同院は開会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

- 一、行政機構並びにその運営に関する件
- 二、恩給及び法制一般に関する件
- 三、公務員の制度及び給与に関する件
- 四、栄典に関する件

地方行政委員会

- 一、地方自治に関する件
- 二、地方財政に関する件
- 三、警察に関する件
- 四、消防に関する件

法務委員会

- 一、裁判所の司法行政に関する件
- 二、法務行政及び検察行政に関する件
- 三、国内治安に関する件
- 四、人権擁護に関する件

外務委員会

- 一、国際情勢に関する件
- 二、国の会計に関する件
- 三、税制に関する件
- 四、金融に関する件
- 五、証券取引に関する件
- 六、外国為替に関する件
- 七、国有財産に関する件

大蔵委員会

- 一、国の会計に関する件
- 二、税制に関する件
- 三、金融に関する件
- 四、証券取引に関する件
- 五、証券取引に関する件
- 六、外国為替に関する件
- 七、国有財産に関する件

農林水産委員会

- 一、農林水産業の振興に関する件
- 二、農林水産物に関する件
- 三、農林水産業団体に関する件
- 四、農林水産金融に関する件
- 五、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

- 一、通商産業の基本施策に関する件
- 二、中小企業に関する件
- 三、資源エネルギーに関する件
- 四、特許及び工業技術に関する件
- 五、経済の計画及び総合調整に関する件
- 六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 七、鉱業と一般公益との調整等に関する件

- 八、たばこ事業及び塩事業に関する件
- 九、印刷事業に関する件
- 一〇、造幣事業に関する件

文教委員会

- 一、文教行政の基本施策に関する件
- 二、学校教育に関する件
- 三、社会教育に関する件
- 四、体育に関する件
- 五、学術研究及び宗教に関する件
- 六、国際文化交流に関する件
- 七、文化財保護に関する件

- 一、厚生関係の基本施策に関する件
- 二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

- 農林水産委員会
- 一、農林水産業の振興に関する件
- 二、農林水産物に関する件
- 三、農林水産業団体に関する件
- 四、農林水産金融に関する件
- 五、農林漁業災害補償制度に関する件

- 商工委員会
- 一、通商産業の基本施策に関する件
- 二、中小企業に関する件
- 三、資源エネルギーに関する件
- 四、特許及び工業技術に関する件
- 五、経済の計画及び総合調整に関する件
- 六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 七、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

- 一、陸運に関する件
- 二、海運に関する件
- 三、航空に関する件
- 四、港湾に関する件
- 五、海上保安に関する件
- 六、観光に関する件
- 七、気象に関する件

通信委員会

- 一、通信行政に関する件
- 二、郵政事業に関する件
- 三、郵政監察に関する件
- 四、電気通信に関する件
- 五、電波監理及び放送に関する件

労働委員会

- 一、労働関係の基本施策に関する件
- 二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

建設委員会

- 一、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(二階俊博君外三名提出、第四百四回国会衆法第三八号)
- 二、建設行政の基本施策に関する件
- 三、都市計画に関する件
- 四、河川に関する件
- 五、道路に関する件
- 六、住宅に関する件

七、建築に関する件

- 八、国土行政の基本施策に関する件

安全保障委員会

- 一、国の安全保障に関する件
- 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
- 三、宇宙開発に関する件
- 四、海洋開発に関する件
- 五、生命科学に関する件
- 六、新エネルギーの研究開発に関する件

科学技術委員会

- 一、科学技術振興の基本施策に関する件
- 二、環境保全の基本施策に関する件
- 三、公害の防止に関する件
- 四、自然環境の保護及び整備に関する件
- 五、快適環境の創造に関する件
- 六、公害健康被害救済に関する件
- 六、公害紛争の処理に関する件

環境委員会

- 一、予算の実施状況に関する件
- 二、予算の作成に関する件
- 三、自然環境の保護及び整備に関する件
- 四、快適環境の創造に関する件
- 五、公害健康被害救済に関する件
- 六、公害紛争の処理に関する件

予算委員会

- 一、平成八年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)(第四百四十回国会、内閣提出)
- 二、平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経

費増額調査(承諾を求めるの件)(第四百四十回国会、内閣提出)

- 三、歳入歳出の実況に関する件
- 四、国有財産の増減及び現況に関する件
- 五、政府関係機関の経理に関する件
- 六、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

七、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

議院運営委員会

- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

- 一、災害対策に関する件
- 二、公職選挙法改正に関する調査特別委員会

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

- 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十回国会衆法第九二号)
- 二、公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、第四百四十回国会衆法第一八号)
- 三、公職選挙法改正に関する件

石炭対策特別委員会

- 一、石炭対策に関する件

消費者問題等に関する特別委員会

- 一、物価問題等国民の消費生活に関する件
- 二、沖繩及び北方問題に関する特別委員会
- 三、沖繩及び北方問題に関する特別委員会
- 四、国会等の移転に関する特別委員会
- 五、国会等の移転に関する特別委員会
- 六、行政改革に関する特別委員会
- 七、行政改革に関する特別委員会

財政構造改革の推進等に関する特別委員会

- 一、財政構造改革の推進等に関する特別委員会
- 二、財政構造改革の推進等に関する特別委員会
- 三、本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

- 情報公開法案(松本善明君外一名提出、衆法第五号)
- 行政情報の公開に関する法律案(倉田栄喜君外七名提出、衆法第二二号)

審査報告書

精神保健福祉士法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年十二月十二日

厚生委員長 山本 正和
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近時の精神障害者の社会復帰をめぐる状況にかんがみ、精神障害者の社会復帰を促進するための相談及び援助の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、精神保健福祉士の資格を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一 精神障害者等の自立と社会経済活動への参加を推進するため、障害者プラン等の充実に努め、障害者プラン等に沿った社会復帰施設・地域生活援助事業等の着実な整備・拡充を図ること。

二 精神障害者に係る保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の確立を図るため、医療計画における二次医療圏等を参考とした障害保健福祉圏を設定し、各種のサービスを面的、計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築すること。また、精神障害者保健福祉施策等の推進における市町村の役割を明確にすること。

三 精神保健福祉士の養成に当たっては、実習の機会を十分確保すること。また、資質の向上及び適切な人材の確保に努め、既に精神病院等において精神障害者の社会復帰のための相談援助に従事している者が円滑に受験資格を取得できるよう、講習会の実施等について十分配慮すること。

四 四年制大学・看護婦養成所等において既に精神保健福祉士の指定科目を修めている場合には、精神保健福祉士の養成課程における当該科目の免除等の措置を講ずることを具体的に検討すること。

五 社会福祉士の受験資格を得るための実務経験施設に医療施設を追加することについて検討することとし、また、社会福祉士の養成カリキュラム及び実習内容についての所要の見直しを行う等、社会福祉士の制度の拡充を図るとともに、社会福祉士の活用・普及に努めること。

六 精神保健福祉士及び社会福祉士が、互いの資格を取得しようとする場合には、それぞれの養成課程において科目免除等の措置を講ずることを具体的に検討すること。

七 医療ソーシャルワーカーの資格制度については、速やかに検討を開始すること。その際には、ソーシャルワーカー全般の資格制度の在り方を踏まえること。

八 精神保健におけるチーム医療を確立するた

め、臨床心理技術者の国家資格制度の創設について検討を進め、速やかに結論を得ること。

九 精神病院における不祥事件の多発にかんがみ、開放処遇など適切な医療提供、医療機関の情報公開の推進及び精神病院の指導監督の徹底を図ること。

十 精神障害者等の一層の人権擁護を図る観点から、自己決定の理念を尊重した新たな成年後見制度の創設、並びに精神医療審査会の充実強化等について総合的な検討を行い、必要な措置を講ずること。

十一 精神障害者に関する各種資格制限及び利用制限について、現在、総理府を中心に行われている障害者に係る欠格条項の見直しに関する検討結果に基づき、その見直しを行うこと。

十二 精神保健福祉士に係る指定登録機関又は指定試験機関の指定を受けるための新たな法人の設立は行わないこと。

精神保健福祉士法案(第四百十回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。よってこれを送付する。

平成九年十二月二日

参議院議長 伊藤宗一郎
衆議院議長 斎藤 十朗殿
参議院議長 斎藤 十朗殿

精神保健福祉士法案

精神保健福祉士法

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 試験(第四条―第二十七条)
- 第三章 登録(第二十八条―第三十八条)
- 第四章 義務等(第三十九条―第四十三条)
- 第五章 罰則(第四十四条―第四十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用して他の者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなった日か
ら起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他精神障害者の保健又
は福祉に関する法律の規定であつて政令で定
めるものにより、罰金の刑に処せられ、その
執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなった日から起算して二年を経過しない者

四 第三十二条第一項第二号又は第二項の規定
により登録を取り消され、その取消しの日か
ら起算して二年を経過しない者

第二章 試験

(資格)

第四条 精神保健福祉士試験(以下「試験」とい
う。)に合格した者は、精神保健福祉士となる資
格を有する。

(試験)

第五条 試験は、精神保健福祉士として必要な知
識及び技能について行う。

(試験の実施)

第六条 試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行
う。

(受験資格)

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する
者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

に基づき大学(短期大学を除く。以下この条
において同じ。)において厚生大臣の指定する
精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以
下この条において「指定科目」という。)を修め
て卒業した者その他その者に準ずるものとし
て厚生省令で定める者

二 学校教育法に基づき大学において厚生大臣
の指定する精神障害者の保健及び福祉に関す
る基礎科目(以下この条において「基礎科目」
という。)を修めて卒業した者その他その者に
準ずるものとして厚生省令で定める者であつ
て、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、

厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開
発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十
五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同
法第二十七条第一項に規定する職業能力開発
大学校(以下「職業能力開発校等」という。)又
は厚生大臣の指定した養成施設(以下「精神保
健福祉士短期養成施設等」という。)において
六月以上精神保健福祉士として必要な知識及
び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づき大学を卒業した者その
他その者に準ずるものとして厚生省令で定め
る者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定
した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した
職業能力開発校等又は厚生大臣の指定した養
成施設(以下「精神保健福祉士一般養成施設

等」という。)において一年以上精神保健福祉
士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が
三年であるものに限る。)において指定科目を
修めて卒業した者(夜間において授業を行う
学科又は通信による教育を行う学科を卒業し
た者を除く)その他その者に準ずるものとし
て厚生省令で定める者であつて、厚生省令で
定める施設(以下この条において「指定施設」
という。)において一年以上相談援助の業務に
従事したもの

五 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が
三年であるものに限る。)において基礎科目を
修めて卒業した者(夜間において授業を行う
学科又は通信による教育を行う学科を卒業し
た者を除く)その他その者に準ずるものとし
て厚生省令で定める者であつて、指定施設に
おいて一年以上相談援助の業務に従事した
後、精神保健福祉士短期養成施設等において
六月以上精神保健福祉士として必要な知識及
び技能を修得したもの

六 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が
三年であるものに限る。)を卒業した者(夜間
において授業を行う学科又は通信による教育
を行う学科を卒業した者を除く)その他その
者に準ずるものとして厚生省令で定める者で
あつて、指定施設において一年以上相談援助
の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養

成施設等において一年以上精神保健福祉士と
して必要な知識及び技能を修得したもの

七 学校教育法に基づき短期大学において指定
科目を修めて卒業した者その他その者に準ず
るものとして厚生省令で定める者であつて、
指定施設において一年以上相談援助の業務に
従事したもの

八 学校教育法に基づき短期大学において基礎
科目を修めて卒業した者その他その者に準ず
るものとして厚生省令で定める者であつて、
指定施設において一年以上相談援助の業務に
従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等
において六月以上精神保健福祉士として必要
な知識及び技能を修得したもの

九 学校教育法に基づき短期大学又は高等専門
学校を卒業した者その他その者に準ずるもの
として厚生省令で定める者であつて、指定施
設において一年以上相談援助の業務に従事し
た後、精神保健福祉士一般養成施設等におい
て一年以上精神保健福祉士として必要な知識
及び技能を修得したもの

十 指定施設において四年以上相談援助の業務
に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設
等において一年以上精神保健福祉士として必
要な知識及び技能を修得した者

十一 社会福祉士であつて、精神保健福祉士短
期養成施設等において六月以上精神保健福祉
士として必要な知識及び技能を修得したもの

官 報 (号 外)

(試験の無効等)

第八条 厚生大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができなないものとする事ができる。

(受験手数料)

第九条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計

画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員の選任及び解任)

第十一条 指定試験機関の役員の選任及び解任

は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十三条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

(精神保健福祉士試験委員)

第十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、精神保健福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、精神保健福祉士試験委員(以下この章において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に變更があつたときも、同様とする。

4 第十一条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(規定の適用等)

第十五条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「厚生大臣」とあり、及び第九条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により指定試験機関に納められた

受験手数料は、指定試験機関の収入とする。
(秘密保持義務等)

第十六条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(帳簿の備付け等)

第十七条 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)
第十八条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告)
第十九条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度

で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十一条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 厚生大臣は、指定試験機関が第十条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十一条第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

三 第十二条、第十四条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第十三条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十三条 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第二十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができ。

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第二十五条 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二條第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関

の一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十六条 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十一条の規定による許可をしたとき。

三 第二十二條の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(試験の細目等)

第二十七条 この章に規定するもののほか、試験、精神保健福祉士短期養成施設等、精神保健福祉士一般養成施設等、指定試験機関その他の章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第二十八条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉

士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(精神保健福祉士登録簿)

第二十九条 精神保健福祉士登録簿は、厚生省に備える。

(精神保健福祉士登録証)

第三十条 厚生大臣は、精神保健福祉士の登録をしたときは、申請者に第二十八条に規定する事項を記載した精神保健福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 精神保健福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十二条 厚生大臣は、精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 厚生大臣は、精神保健福祉士が第三十九条、第四十条又は第四十一条第二項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定

めて精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十三条 厚生大臣は、精神保健福祉士の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(変更登録等の手数料)

第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十五条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、精神保健福祉士の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生省」とあり、「厚生大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十四条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第三十七条 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで並びに第十六条から第二十六条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは、「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは、「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項の申請」とあり、及び同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十五条第二項の申請」と、第十六条第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二条第二項第二号中「第十一条第二項第十四条第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項及び第二十六条第一号中「第十条第一項」とあるのは「第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

(厚生省令への委任)

第三十八条 この章に規定するもののほか、精神保健福祉士の登録、指定登録機関その他この章

の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章 義務等

(信用失墜行為の禁止)

第三十九条 精神保健福祉士は、精神保健福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十条 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)

第四十一条 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

2 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。

(名称の使用制限)

第四十二条 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第四十四条 第四十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十五条 第十六条第一項(第三十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第二十二條第二項(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第二項の規定により精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、精神保健福祉士の名称を使用したもの

二 第四十二条の規定に違反した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第十九条(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十条第一項(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十一条(第三十七條において準用する場合を含む。)の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第七條第二号及び第三号の規定(学校、職業能力開発校等又は養成施設の指定に係る部分に限る。)、第二十七條の規定(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等に係る部分に限る。並びに附則第七條の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において相談援助を

業として行っている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、平成十五年三月三十一日までは、第七條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

二 病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、相談援助を五年以上業として行つた者

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に精神保健福祉士

別表第一第二十三号中(七)の五を(七)の六とし、(七)の四の次に次のように加える。

(七)の五 精神保健福祉士法(平成九年法律第二十八号(登録))の精神保健福祉士の登録

号)第 登録件数 一件につき一万五千元

(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「第二十二條まで」を「第二十三條まで」に改める。

附則に次の一条を加える。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第二十三條 精神保健福祉士法(平成九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

という名称を使用している者については、第四十二條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 精神保健福祉士の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

第六條第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二 精神保健福祉士の養成施設を指定し、試験及び登録を行い、登録を取り消

し、並びに名称の使用の停止を命ずること。
十二の三 精神保健福祉士法(平成九年法律
第 号)の規定に基づき、指定試験機
関及び指定登録機関を指定し、並びにこれ
らに対し、認可その他監督を行うこと。

審査報告書

言語聴覚士法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成九年十二月十二日

厚生委員長 山本 正和

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人口の高齢化等に伴い、リハビ
リテーション医療の分野において言語機能及び
聴覚に障害を持つ者に対して訓練等を行う専門
技術者の果たす役割が重要になってきたことに
かんがみ、新たに言語聴覚士の資格を定めると
ともに、その業務が適正に運用されるように規
律しようとするものであり、妥当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ず
るべきである。

一 障害者が障害のない者と同等に生活し、活動
する社会づくり(フーメライゼーション)を推進
する観点から、現在、総理府を中心に行われて
いる障害者に係る欠格条項の見直しに関する検
討結果に基づき、医療関係職種種の資格制度にお
ける障害者に係る欠格事由の見直しを行うこと
と。

二 現に病院、診療所、学校、福祉施設等におい
て、言語機能、聴覚の維持向上のための訓練、
検査等の業務に従事している者が円滑に受験資
格を取得できるよう、講習会の実施等について
十分配慮すること。

三 言語聴覚士の今後の需要動向の把握に努めな
がら、養成施設の確保に配慮する等、適切な人
材の養成確保に努めるとともに、その処遇の向
上を図ること。

四 言語聴覚士の資質の向上を図るため、四年制
大学を始めとする学校養成所における養成課程
の充実に努めること。

五 言語聴覚士が円滑に業務を行うことができる
よう、保健医療、福祉及び教育のそれぞれの分
野における必要な条件整備について検討するこ
と。

六 言語聴覚士に係る指定登録機関又は指定試験
機関については既存の公益法人を指定すること

とし、指定を受けるための新たな公益法人の設
立は行わないこと。
右決議する。

言語聴覚士法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年十二月二日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字及び一は衆議院修正)

言語聴覚士法案

言語聴覚士法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条 第二十八條)

第三章 試験(第二十九条 第四十一条)

第四章 業務等(第四十二条 第四十八條)

第五章 罰則(第四十七条 第五十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、言語聴覚士の資格を定める
とともに、その業務が適正に運用されるように
規律し、もって医療の普及及び向上に寄与する
ことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「言語聴覚士」とは、厚生大臣
の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、
音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に
ついてその機能の維持向上を図るため、言語訓
練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、
指導その他の援助を行うことを業とする者をい
う。

第二章 免許

(免許)

第三条 言語聴覚士になろうとする者は、言語聴
覚士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、
厚生大臣の免許(第三十三条第六号を除き、以
下「免許」という。)を受けなければならない。
(絶対的欠格事由)

第四条 目が見えない者、耳が聞こえない者又は
口がきけない者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、
免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者
二 前号に該当する者を除くほか、言語聴覚士
の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

三 素行が著しく不良である者

四 精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中
毒者又は伝染性の疾病にかかっている者

(言語聴覚士名簿)

第六条 厚生省に言語聴覚士名簿を備え、免許に

関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第七条 免許は、試験に合格した者の申請により、言語聴覚士名簿に登録することによって行う。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、言語聴覚士免許証を交付する。

(言語聴覚士名簿の訂正)

第八条 言語聴覚士は、言語聴覚士名簿に登録された免許に関する事項に変更があったときは、三十日以内に、当該事項の変更を厚生大臣に申請しなければならない。

(免許の取消し等)

第九条 言語聴覚士が第四条の規定に該当するに至ったときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 言語聴覚士が第五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて言語聴覚士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。

(登録の消除)

第十条 厚生大臣は、免許がその効力を失ったときは、言語聴覚士名簿に登録されたその免許に関する事項を消除しなければならない。

(免許証の再交付手数料)

第十一条 言語聴覚士免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第十二条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、言語聴覚士の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第十三条 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十五条第一項に規定する登録事務規程

に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第十四条 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第十五条 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(規定の適用等)

第十八条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第六條、第七條第二項(第九條第三項において準用する場合を含む)、第八條、第十條及び第十一條の規定の適用については、第六條中「厚生省」とあるのは「指定登録機関」と、第七條第二項中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、言語聴覚士免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に言語聴覚士免許証明書」と、第八條及び第十條中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十一條中「言語聴覚士免許証」とあるのは「言語聴覚士免許証明書」と、「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、言語聴覚士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は言語聴覚士免許証明書の書換え交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第十七條 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十八條 指定登録機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第十九條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告)

第二十條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、厚生省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十一條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第二十二條 指定登録機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十三條 厚生大臣は、指定登録機関が第十二條第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二條第三項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

二 第十三條第二項、第十五條第三項又は第十九條の規定による命令に違反したとき。

三 第十四條又は前條の規定に違反したとき。

四 第十五條第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

五 次條第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十四條 第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條第一項又は第二十二條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十五條 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができ。

(厚生大臣による登録事務の実施等)

第二十六條 厚生大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定登録機関が第二十二條の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三條第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十七條 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十一条の規定による許可をしたとき。

三 第二十三条の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(厚生省令への委任)

第二十八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、言語聴覚士名簿の登録、訂正及び消除、言語聴覚士免許証又は言語聴覚士免許証明書の交付、書換え交付及び再交付、第二十六条第二項の規定により厚生大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他免許及び指定登録機関に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 試験

(試験)

第二十九条 試験は、言語聴覚士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第三十条 試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

(言語聴覚士試験委員)

第三十一条 試験の問題の作成及び採点を行わせ

るため、厚生省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(不正行為の禁止)

第三十二条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験資格)

第三十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十八号)第五十六条の規定により大学に入学することができ、その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において二年(高等専門学校にあっては、五年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年(高等専門学校にあっては、四年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において厚生大臣の指定する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者

五 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものである

(試験の無効等)

第三十四条 厚生大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者の試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第三十五条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第三十六条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定試験機関の言語聴覚士試験委員)

第三十七条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を言語聴覚士試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第四十条において読み替えて準用する第三十二条第二項及び第十七条において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

第三十八條 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第三十九條 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があったときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十四條及び第三十五條第一項の規定の適用については、第三十四條第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第三十九條第一項」と、第三十五條第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第三十五條第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第四十條 第十二條第三項及び第四項、第十三條から第十五條まで並びに第十七條から第二十七條までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二條第三項中「第一項」とあるのは「第三十六條第一項」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十六條第二項の申請」と、第十三條第二項中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。）」と、第十四條第一項中「第十二條第一項」とあるのは「第三十六條第一項」と、第十七條中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。）」と、第二十三條第二項第三号中「又は前条」とあるのは、「前条又は第三十七條」と、第二十四條第一項及び第二十七條第一号中「第十二條第一項」とあるのは「第三十六條第一項」と読み替えるものとする。

(試験の細目等)

第四十一條 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第三十三條第一号から第三号まで及び第五号の規定による学校又は言語聴覚士養成所の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務等

(業務)

第四十二條 言語聴覚士は、保健婦助産婦看護婦法昭和二十三年法律第二百三十三號第三十一條第一項及び第三十二條の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生省令で定める行為を行うことを業とすることができ

2 前項の規定は、第九條第二項の規定により言語聴覚士の名称の使用の停止を命ぜられていない者については、適用しない。

(連携等)

第四十三條 言語聴覚士は、その業務を行うに当たっては、医師、歯科医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

2 言語聴覚士は、その業務を行うに当たって、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に主治の医師又は歯科医師があるときは、その指導を受けなければならない。

3 言語聴覚士は、その業務を行うに当たっては、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者の福祉に関する業務を行う者その他の関係者との連携を保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第四十四條 言語聴覚士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなら

ない。言語聴覚士でなくなった後においても同様とする。

(名称の使用制限)

第四十五條 言語聴覚士でない者は、言語聴覚士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十六條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第四十七條 第十七條第一項(第四十條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八條 第二十三條第二項(第四十條において準用する場合を含む。)の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条又は第三十八条の規定に違反して、不正の採点をした者

二 第四十四条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の規定により言語聴覚士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、言語聴覚士の名称を使用したもの

二 第四十五条の規定に違反して、言語聴覚士又はこれに紛らわしい名称を使用した者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条(第四十条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第二十条(第四十条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十一条第一項(第四十条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による

質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十一条(第四十条において準用する場合を含む。)の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したもののにおいて、この法律の施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、第三十三条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において適法に第二条に規定する業務を業として行っている者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、平成十五年三月三十一日まで、第三十三条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了し

た者

二 病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、適法に第二条に規定する業務を五年以上業として行つた者

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に言語聴覚士又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、他の資格制度における障害者に係る欠格事由についての検討の状況を踏まえ、適正な医療を確保しつつ障害者の自立及び社会経済活動への参加を促進するという観点から、言語聴覚士の資格に係る欠格事由の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二十三号中(六)の五を(六)の六とし、(六)の四を(六)の五とし、(六)の三の次に次のように加える。

(六)の四 言語聴覚士法(平成九年法律第

言語聴覚士名簿にする登録

イ 言語聴覚士法第七条第一項(登録)の言語聴覚士の登

録

ロ 登録事項の変更の登録

号)による言

登録件数 一件につき九千円

登録件数 一件につき千円

(厚生省設置法の一部改正)

第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三十六号中「又は視能訓練士」を「視能訓練士又は言語聴覚士」に改め、「養成施設」の下に「又は養成所」を加え、同条第三十六号の七を第三十六号の八とし、第三十六号

の二から第三十六号の六までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

第三十六号の二 言語聴覚士法(平成九年法律第 号)の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

審査報告書

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年十二月十二日

農林水産委員長 松谷善一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の金融を取り巻く環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るため、合併により設立される農水産業協同組合等を農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象に加える等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年十二月九日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律

農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項第五号中「当該担保権の目的となつて貯金等に係る債権の額から当該担保権に係る被担保債権の額を控除した額(次号において「担保余力額」という。)の大きいものを先とする」を「機構が指定するものとする」に改め、同項第六号を削る。

第六十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に改め、同項第一号中「農水産業協同組合等」の下に「(農水産業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。以下同じ。)」を加え、同項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 経営困難農水産業協同組合と他の農水産業協同組合等との合併で合併により農水産業協同組合等が設立されるもの

第六十一条第三項を同条第二項とし、同条に次の三項を加える。

3 第一項の規定による申込みは、前項第一号に掲げる合併を行う農水産業協同組合等のうちに二以上の救済農水産業協同組合がある場合は、当該二以上の救済農水産業協同組合等の連名で行わなければならない。

4 第一項に規定する資産の買取りは、合併等(第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する農水産業協同組合等の資産(当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。)

二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される農水産業協同組合等の資産(当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。)

三 第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等 同号の他の農水産業協同組合等の資産で当該信用事業譲渡等により譲り受けたもの

5 第一項の規定による申込みを行った農水産業協同組合等は、速やかに、その旨を都道府県知事(主務大臣の監督に係る農水産業協同組合等にあつては、主務大臣)に報告しなければならない。

第六十二条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号及び第二号中「又は経営困難農水産業協同組合」を「経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合等」に改める。

第六十三条第一項中「合併等に係る」を「合併等を行う」に、「存続する」を「存続し、若しくは合併により設立される」に改め、同条第三項中「合併等

に係る」を「合併等を行う」に改め、同条第四項第四号中「存続する」を「存続し、若しくは合併により設立される」に改める。

第六十五条第一項中「又は農水産業協同組合連合会等」を「若しくは農水産業協同組合連合会等又は合併により設立される農水産業協同組合等」に改め、同条第五項中「同項に規定する」を「第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による申込みを行った」に改め、「これらの者」の下に「又は合併により設立される農水産業協同組合等」を加える。

第六十六条第一項中「契約書」の下に「機構と前条第五項の契約を締結したを加え、」当該合併等に係る資金援助に関する「を」同項の「に」改め、「書面」の下に「機構と同項の契約を締結した」を加え、「当該特定援助に係る資金援助に関する」を「同項の」に改める。

第六十七条の二の見出し中「合併等を行った」を「合併等に係る」に改め、同条中「救済農水産業協同組合等である」を削り、「当該漁業協同組合連合会」を「合併後存続し、若しくは合併により設立された漁業協同組合連合会又は信用事業の全部若しくは一部を譲り受けた漁業協同組合連合会」に改める。

附則第八條の次に次の九條を加える。

(業務の特例)

第六條の二 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第六條の十ま

での規定による資金援助を行うことができる。
(特定合併のあつせん)

第六条の三 都道府県知事(合併により設立される農水産業協同組合等が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。次項及び附則第六条の六第一項において同じ。)は、平成十三年三月三十一日までを限り、次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、二以上の経営困難農水産業協同組合に対し、書面により、特定合併(二以上の経営困難農水産業協同組合を全部の当事者とする合併で合併により農水産業協同組合等が設立されるものをいう。以下同じ。)のあつせんを行うことができる。

一 当該二以上の経営困難農水産業協同組合のそれぞれについて、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該業務を行つてゐる地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあり、かつ、第六十四条第一項のあつせんを行うことが困難であると認められること。

二 当該特定合併が機構による資金援助を得て行われることが、貯金者等の保護に不可欠であること。

三 機構による資金援助(附則第六条の五第一項の資金援助にあつては、当該資金援助に係る同項に規定する援助)が、当該特定合併により設立される農水産業協同組合等の信用事

業に係る業務の健全かつ適切な運営のために活用されることが確実であると認められること。

2 都道府県知事は、前項のあつせんを行うときは、当該あつせんに係る経営困難農水産業協同組合に対し、当該あつせんが特定合併のあつせんであることを明らかにしなければならない。

3 第六十三条第五項、第六項及び第八項の規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

(特定合併に係る資金援助の申込み)

第六条の四 前条第一項のあつせんを受けた経営困難農水産業協同組合は、当該あつせんを受けた日から一年以内に限り、機構が当該あつせんに係る特定合併を援助するため資金援助を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みは、同項の特定合併を行う経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

3 第六十一条第五項及び第六十五条の規定は、第一項の規定による申込みについて準用する。

第六条の五 農水産業協同組合連合会等が、第六十二条第一項に規定する農水産業協同組合等に係る相互援助取決めに、当該特定合併について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、附則第六条の三第一項のあつせんが行われた日から

一年以内に限り、機構が当該援助について資金援助(資産の買取り及び債務の引受けを除く。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 第六十一条第三項及び第六十五条の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

(都道府県知事の承認)

第六条の六 附則第六条の四第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る特定合併については、当該特定合併を行う経営困難農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併により設立される農水産業協同組合等の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として主務省令で定めるものを実施するための計画を策定し、都道府県知事の承認を得なければならない。

2 前項の承認の申請は、同項の特定合併を行う経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

3 第六十三条第六項及び第八項の規定は、第一項の承認を行う場合について準用する。

(特定合併の契約の報告等)

第六条の七 附則第六条の三第一項のあつせんを受けた経営困難農水産業協同組合は、当該あつせんに係る特定合併の契約を締結したときは、直ちに、そのあつせんを行った都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該特

定合併の契約書(機構と附則第六条の四第三項において準用する第六十五条第五項の契約を締結した経営困難農水産業協同組合にあつては、当該特定合併の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。

2 第六十六条第二項の規定は、前項の報告について準用する。

(準用)

第六条の八 第六十七条の規定は、附則第六条の三第一項のあつせんを受けた農水産業協同組合について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「当該適格性の認定等に係る合併等」とあるのは、「附則第六条の三第一項のあつせんに係る特定合併」と読み替えるものとする。

(特定合併に係る漁業協同組合連合会の特例)

第六条の九 附則第六条の三第一項のあつせんを受けた漁業協同組合連合会が当該あつせんに係る特定合併を行ったときは、当該特定合併により設立された漁業協同組合連合会を特定漁業協同組合連合会とみなして、この法律の規定を適用する。

(法律の適用)

第六条の十 附則第六条の二に規定する機構の資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第十五条の規定の適用については、同条中

「次章及び第四章」とあるのは、「次章、第四章並びに附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項において準用する第六十五条第一項」とする。

二 第四十二条の規定の適用については、同条第一項中「業務」とあるのは、「業務及び附則第六条の二に規定する資金援助」とする。

三 第五十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「規定する適格性の認定等」とあるのは「規定する適格性の認定等又は附則第六条の六第一項の承認」と、「当該適格性の認定等」とあるのは「当該適格性の認定等又は当該承認」とする。

四 第五十八条第一項第三号及び第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「一部の当事者」とあるのは「全部又は一部の当事者」と、「第六十七条第一項」とあるのは「第六十七条第一項(附則第六条の八において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」とする。

五 第五十八条第一項第四号及び第三項第四号の規定の適用については、これらの規定中「一部の当事者」とあるのは「全部又は一部の当事者」と、「第六十七条第一項」とあるのは「第六十七条第一項(附則第六条の八において読み替えて準用する場合を含む。)」とする。

六 第七十二条の規定の適用については、同条

第一項第二号中「第六十五条第四項」とあるのは「第六十五条第四項(附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項において準用する場合を含む。)」と、同条第二項中「第六十五条第三項」とあるのは「第六十五条第三項(附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項において準用する場合を含む。)」と、「同条第一項」とあるのは「第六十五条第一項(附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項において準用する場合を含む。)」と、同条第一項とあるのは「第六十五条第一項(附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項において準用する場合を含む。)」とする。

七 第七十五条の規定の適用については、同条中「第六十七条第一項」とあるのは、「第六十七条第一項(附則第六条の八において読み替えて準用する場合を含む。)」とする。

八 第七十六条の規定の適用については、同条第一号中「第六十五条第三項」とあるのは「第六十五条第三項(附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項において準用する場合を含む。)」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び附則第六条の二に規定する資金援助」とする。

附則第七條第一項中「又は第六十二条第一項」を「若しくは第六十二条第一項又は附則第六条の四第一項若しくは第六条の五第二項に改め、第六十五条第一項の下に(附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)」を加え、

同条第二項中「合併等」の下に「若しくは特定合併」を加え、同条第五項中「第六十五条第二項」の下に「(附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項において準用する場合を含む。)」を、「合併等」の下に「若しくは特定合併を加え、同条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同条第六項中「第六十五条第三項」の下に「(附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

附則第九條第一項第一号中「業務」の下に「及び附則第六条の二に規定する資金援助」を加える。

附則第十二條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十三條 附則第六条の七第一項の規定による報告をせず、又は不正の報告をした農水産業協同組合の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)
第一条 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中農水産業協同組合貯金保険法第

六十五条の改正規定の次に次のように加える。
第六十六条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第三十九条中農水産業協同組合貯金保険法第七十六条の改正規定の次に次のように加える。

附則第六條の七第一項中「第六十五条第五項」を「第六十五条第六項」に改める。

附則第八條の十第四号中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同条第五号中「第三項第四号」を「第四項第四号」に改め、同条第六号中「第六十五条第四項」を「第六十五条第五項」に改める。

第三十九条のうち農水産業協同組合貯金保険法附則第十二條を第十三條とし、第十一條の次に一條を加える改正規定を次のように改める。

附則第十三條を附則第十四條とし、附則第十二條の前の見出しを削り、同条を附則第十三條とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、附則第十一條の次に次の一條を加える。

(主務大臣)

第十二條 第七十条第一項本文の規定にかかわらず、附則第二條第二項、附則第六條の三第一項、同条第三項において準用する第六十三条第五項、第六項及び第八項、附則第六條の四第三項において準用する第六十

一条第五項、附則第六條の五第二項において準用する第六十二條第三項、附則第六條の六第三項において準用する第六十三條第六項及び第八項、附則第六條の七第一項、同條第二項において準用する第六十六條第二項並びに附則第六條の八において読み替えて準用する第六十七條に規定する主務大臣は農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、附則第七條第一項及び第二項、同條第三項において準用する第六十三條第六項並びに附則第七條第四項に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣とする。

審査報告書

預金保険法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成九年十二月十二日

大蔵委員長 石川 弘
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関に係る合併等に対し、預金保険機構が資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡

平成九年十二月十二日 参議院会議録第十一号

大する等所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

預金保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成九年十二月九日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

預金保険法の一部を改正する法律案

預金保険法の一部を改正する法律

預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第四項中「第五十九條第三項」を「第五十九條第五項」に改める。

第五十八條第二項第二号中「これら」を「これ」に改め、同項第五号中「当該担保権の目的となつて

いる預金等に係る債権の額から当該担保権に係る被担保債権の額を控除した額(次号において「担保余力額」という。)の大きいものを先とする」を「機構が指定するものとする」に改め、同項第六号を削る。

第五十九條第四項を削り、同條第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同條第五

項を「第一項又は前項」に改め、同項を同條第五

項とし、同條第二項中「前項」を「第二項」に、「救済金融機関又は破綻金融機関」を「合併等(第二項に規定する合併等という。以下同じ)」に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める」に、「同項」を「第一項」に改め、「うちに」の下に「合併等に係る」を加え、「当該救済金融機関」を「当該合併等に係る救済金融機関」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同條第四項とする。

一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。)

二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。)

三 第二項第三号に掲げる営業譲渡等 同号の他の金融機関の資産で当該営業譲渡等により譲り受けたもの

四 第二項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関の資産

第五十九條第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併

二 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

三 営業譲渡等で破綻金融機関がその営業の全

部(当該破綻金融機関の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関に譲渡するもの

四 破綻金融機関の株式の他の金融機関による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として大蔵大臣が定めるものを実施するために行うもの

3 第一項に規定する資金援助のうち前項第二号に掲げる合併を援助するために行うものは、救済金融機関又は当該合併により設立される金融機関に対して行うものとし、当該合併を行う金融機関のうち二以上の救済金融機関がある場合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の救済金融機関の連名で行うものとする。

第六十條第一項中「前條第四項に規定する合併等(以下「合併等」という。))を援助するため救済金融機関」を「合併等を援助するため当該合併等に係る金融機関(破綻金融機関を除く。)」に改める。

第六十一條第一項及び第二項中「金融機関」を「破綻金融機関及び救済金融機関」に改める。

第六十二條第一項中「合併等」の下に「第五十九條第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、」を加え、同條第三項中「対し」の下に「当該あつせんに係る」を加える。

第六十三條第三項中「第五十九條第四項第一号」を「第五十九條第一項第一号」に改める。

第六十四条第一項中「第二項を」第四項に改める。

第六十八條第一項中「合併」の下に「第五十九條第二項第二号に掲げるもの及び」を加える。

附則第六條の次に次の七條を加える。

(業務の特例)

第六條の二 機構は、当分の間、第三十四條に規定する業務のほか、次条から附則第六條の八までの規定による資金援助及び附則第七條の規定による業務を行うことができる。

(特定合併のあつせん)

第六條の三 大蔵大臣は、平成十三年三月三十一日までを限り、二以上の破綻金融機関のそれぞれについて、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その破綻金融機関が業務を行つてゐる地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該二以上の破綻金融機関に対し、書面により、特定合併(二以上の破綻金融機関を全部の当事者とする合併(当該合併により金融機関を設立するものに限る。をいう。以下同じ。))のあつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんを行うことができる特定合併は、機構による資金援助を得て行われることが預金者等の保護に不可欠であるものに限るものとする。

3 大蔵大臣は、第一項のあつせんを行うとき

は、当該あつせんに係る破綻金融機関に対し、当該あつせんが特定合併のあつせんであること、を明らかにしなければならない。

4 第六十一條第四項及び第六項の規定は、大蔵大臣が第一項のあつせんを行う場合について準用する。

(特定合併への資金援助の申込み)

第六條の四 前条第一項のあつせんを受けた破綻金融機関は、当該あつせんを受けた日から一年以内限り、機構が、当該あつせんに係る特定合併を援助するため、当該破綻金融機関又は当該特定合併により設立される金融機関に対して資金援助を行うことを、連名で機構に申し込むことができる。

2 第五十九條第五項の規定は、前項の規定による申込みを行つた破綻金融機関について準用する。

第六條の五 大蔵大臣の指定する金融機関等で附則第六條の三第一項のあつせんに係る特定合併により設立される金融機関に対し当該特定合併を援助するため資金の貸付け又は預入れを行うものは、当該あつせんが行われた日から一年以内に限り、機構が資金援助(金銭の贈与、資産の買取り及び債務の引受けを除く。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 第六十條第二項の規定は、前項の規定による申込みを行つた金融機関等について準用する。

第六條の六 附則第六條の四第一項又は前条第一

項の規定による申込みに係る特定合併については、当該特定合併に係る破綻金融機関は、これらの規定による申込みの時までに、当該特定合併により設立される金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として大蔵大臣が定めるものの実施計画を策定し、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、同項の特定合併に係る破綻金融機関の連名で行わなければならない。

3 第六十一條第四項及び第六項の規定は、大蔵大臣が第一項の承認をする場合について準用する。

(破綻金融機関が信用協同組合である場合の特例)

第六條の七 都道府県知事は、破綻金融機関に該当する信用協同組合を全部又は一部の当事者とする特定合併が機構による資金援助を得て行われることが適当であると認めるときは、大蔵大臣に対し、附則第六條の三第一項のあつせんを行うことを要請することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による要請を受けた場合に限り、同項の信用協同組合を全部又は一部の当事者とする特定合併に係る附則第六條の三第一項のあつせんを行うことができる。

3 第六十三條第五項の規定は、第一項の要請があつた場合について準用する。

第六條の八 第六十四條の規定は附則第六條の四

申込みがあつた場合について、第六十五條及び第六十六條の規定は附則第六條の三第一項のあつせんを受けた金融機関について、それぞれ準用する。

附則第七條の見出しを「協定銀行に係る業務の特例」に改め、同条第一項中、当分の間、第三十四條に規定する業務のほかを削る。

附則第十條第一項中「第六十四條第一項」の下に「(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五項中「第六十四條第四項」及び「第六十五條」の下に「(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第十六條第一項中「第二項又は第六十條第一項」を「第四項、第六十條第一項、附則第六條の四第一項又は附則第六條の五第一項」に改め、「第六十四條第一項」の下に「(附則第六條の八において準用する場合を含む。第五項において同じ。)」を加え、同条第二項中「合併等」の下に「又は特定合併」を加え、同条第五項中「第六十四條第二項」の下に「(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」を、「合併等」の下に「又は特定合併」を加え、「同条第一項」を「第六十四條第一項」に改める。

附則第十八條第一項第一号中「業務」の下に「及び附則第六條の二に規定する資金援助を」、「特別資金援助」の下に「(当該特別資金援助に係る破綻金融機関に信用協同組合が含まれてゐる場合には、当該信用協同組合に係る部分を除く。)」を加え、同条第二項第一号中「業務」の下に「及び附則

第六條の二に規定する資金援助を、「特別資金援助」の下に(当該特別資金援助に係る破綻金融機関に信用協同組合以外の金融機関が含まれている場合には、当該信用協同組合以外の金融機関に係る部分を除く。)を加える。

附則第二十三條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 附則第六條の二に規定する資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第十五條の適用については、同条中「次章及び第四章」とあるのは、「次章、第四章及び附則第六條の八において準用する第六十四條第一項」とする。

二 第四十二條の規定の適用については、同条第一項中「第三十四條第二号から第五号までに掲げる業務」とあるのは、「第三十四條第二号から第五号までに掲げる業務及び附則第六條の二に規定する資金援助」とする。

三 第五十條第二項第二号の規定の適用については、同条中「第六十五條に規定する適格性の認定等」とあるのは「第六十五條に規定する適格性の認定等又は附則第六條の六第一項に規定する承認」と、「当該適格性の認定等」とあるのは「当該適格性の認定等又は当該承認」とする。

四 第五十六條第一項第三号若しくは第四号又は第三項第三号若しくは第四号の規定の適用については、これらの規定中「第一種保険事

故の発生した金融機関を一部の当事者」とあるのは「第一種保険事故の発生した金融機関を全部若しくは一部の当事者」と、「合併又は」とあるのは「合併又は当該金融機関を一部の当事者とする」と、「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六條第一項(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」とする。

五 第五十六條第四項の規定の適用については、同条中「第五十九條第五項、第六十條第二項、第六十一條第四項、第六十三條、第六十四條第三項、第六十六條第一項、第六十八條第三項及び第八十一條の三第三項」とあるのは、「第五十九條第五項(附則第六條の四第二項において準用する場合を含む。)、第六十條第二項(附則第六條の五第二項において準用する場合を含む。)、第六十一條第四項(附則第六條の六第三項及び附則第六條の六第三項において準用する場合を含む。)、第六十三條、第六十四條第三項(附則第六條の八において準用する場合を含む。)、第六十六條第一項(附則第六條の八において準用する場合を含む。)、第六十八條第三項、第八十一條の三第三項を含む。、第六十一條の三第三項並びに附則第六條の七第一項及び第二項」とする。

六 第八十七條の規定の適用については、同条第二号中「第五十六條第四項」とあるのは、附則第二十三條第二項第四号の規定により読み替えて適用する第五十六條第一項又は第三項

の規定による決定をしたときに、附則第二十三條第二項第五号の規定により読み替えて適用する第五十六條第四項」と、「第六十四條第三項」とあるのは「第六十四條第三項(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」とする。

七 第九十一條の規定の適用については、同条第三号中「第三十四條に規定する業務」とあるのは、「第三十四條に規定する業務及び附則第六條の二に規定する資金援助」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の一部改正

第三十七條中預金保険法第五十九條の改正規定を次のように改める。

第五十九條第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

6 機構は、第一項又は第四項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第三十七條のうち、預金保険法第六十條の改正規定中「第六十條第一項」及び「第二項」

正規定中「第六十條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同法第六十三條の改正規定中「中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「第五十九條第四項第一号」を「第五十九條第五項第一号」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項及び第六項を、「第三項、第四項及び第六項」に改め、同法第九十一條に一号を加える改正規定中「第五十九條第四項」を「第五十九條第六項」に改める。

附則第六條の三第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「及び第六項」を、「第六項及び第七項」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第六條の四第二項を次のように改める。

2 第五十九條第五項の規定は前項の規定による申込みを行った破綻金融機関について、同条第六項の規定は機構が前項の規定による申込みを受けた場合について、それぞれ準用する。

附則第六條の五第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第六十條第二項の規定は前項の規定によ

平成九年十二月十二日 参議院會議録第十一号

議長不信任決議案
を改正する法律案

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部

る申込みを行った金融機関等について、同
条第三項の規定は機構が前項の規定による
申込みを受けた場合について、それぞれ準
用する。

附則第六條の六の見出し及び同条第一項中
「大蔵大臣の承認」を「内閣総理大臣の承認」に
改め、同条第三項中「及び第六項」を、「第六
項及び第七項」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大
臣」に改める。

附則第六條の七第一項及び第二項中「大蔵
大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十七條中預金保険法附則第二十二條第一
項の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十三條第二項第四号中「第三項第
三號」を「第四項第三號」に改め、同項第五号
中「第五十六條第四項」を「第五十六條第五項」
に、「第八十一條の三第三項」を「第八十一條
の三第四項」に改め、同項第七號を同項第八
號とし、同項第六号中「第五十六條第四項」を
「第五十六條第五項」に、「又は第三項」を「又
は第四項」に改め、同號を同項第七號とし、
同項第五號の次に次の一號を加える。

六 第六十七條の二の規定の適用について
は、同条中「適格性の認定等」とあるのは
「適格性の認定等又は附則第六條の第三
一項の規定によるあつせん」と、「合併
等」とあるのは「合併等又は同項に規定す
る特定合併」とする。

議長不信任決議案
右の議案を決議する。

平成九年十二月十二日

賛成者

平井 卓志	吉田 之久
白浜 一良	寺崎 昭久
田村 秀昭	
賛成者	
足立 良平	阿曾田 清
荒木 清寛	石田 美栄
泉 信也	猪熊 重二
今泉 昭	岩瀬 良三
魚住裕一郎	牛嶋 正
海野 義孝	及川 順郎
大久保直彦	大森 礼子
扇 千景	加藤 修一
風間 昶	片上 公人
勝木 健司	小林 元
木暮 山人	木庭健太郎
菅川 健二	高野 博師
高橋 令則	武田 節子
但馬 久美	都築 謙
統 訓弘	鶴岡 洋
寺澤 芳男	戸田 邦司
直嶋 正行	永野 茂門
長谷川 清	浜四津敏子
平田 健二	平野 貞夫
広中和歌子	福本 潤一
星野 朋市	益田 洋介

松 あきら 円 より子
水島 裕 山崎 力
山下 栄一 山本 保
横尾 和伸 和田 洋子
渡辺 孝男
参議院議長 斎藤 十朗殿

議長不信任決議

本院は、議長斎藤十朗君を信任しない。
右決議する。

審査報告書

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対す
る不利益な取扱いに対する特別措置に関する
法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。
平成九年十二月十二日
運輸委員長 泉 信也
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外国等が本邦外航船舶運航事業
者に対し、外国外航船舶運航事業者の全部若し
くは一部に対して納付を義務付けていない不当
に差別的な負担金の納付を義務付け、若しくは
本邦外航船舶運航事業者の使用する船舶の当該

外国の港への入出港を制限する等の措置を実施
し、又は決定する場合において、当該措置によ
り生ずる事態に緊急に対処するため、当該外国
に係る外国外航船舶運航事業者に対し、その使
用する船舶の本邦の港への入港の禁止等を命ず
ることができることとする等の措置を講じよう
とするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対す
る不利益な取扱いに対する特別措置に関する
法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成九年十二月四日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対
する不利益な取扱いに対する特別措置に関
する法律の一部を改正する法律
外国等による本邦外航船舶運航事業者に対す
る不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律
(昭和五十二年法律第六十号)の一部を次のように
改正する。

第三条第一項及び第三項中「次条第一項」を「第
四條第一項」に改め、同條の次に次の一條を加え
る。

三三三

国会法等の一部を改正する法律

(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第二項第十八号を次のように改める。

十八 決算行政監視委員会

第四十四条に次の三項を加える。

内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。
その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができ、その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第二百五条を次のように改める。

第二百五条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行

い、その結果を報告するよう求めることができる。

(会計検査院法の一部改正)

第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第二章第四節中第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第二百五条の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(議院事務局法の一部改正)

第二条 議院事務局法(昭和二十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次の七条を加える。

第十五条 衆議院事務局に、第三条第一項の部及び課のほか、次に掲げる事務を分掌するため、調査局(以下「衆議院調査局」という。)を置く。

一 委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な調査(第十九条において「予備的調査」という。)及び特別委員会の所管に属する事項に関する調査の事務その他これらの調査の事務に付随する事務

二 第十二条の規定による調査の事務に関する総合調整に関する事務

第十六条 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆議院調査局長」という。)、調査員(以下「衆議院調査局調査員」という。その他所要の職員を置く。

第十七条 衆議院調査局長は、衆議院事務総長を助け、衆議院調査局の事務を総括する。

第十八条 衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、衆議院調査局長の命を受け、第十五条各号の事務をつかさどる。

衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、前項の事務のほか、常任委員会専門員の命を受け、第十二条の規定による調査の事務をつかさどる。

第十九条 衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に関して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第二十条 衆議院事務局に係る第一条及び第四条の規定の適用については、第一条第二項中「職員」とあるのは「職員(衆議院調査局の職員を含む。)」と、第四条第二項中「局務」とあるのは「局務(衆議院調査局に係る事務を除く。)」とする。

第二十一条 この法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に関する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮つて、これを定める。

(議院法制局法の一部改正)

第三条 議院法制局法(昭和二十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

第九条 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部とする。

委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な法制に関する調査(次条において「法制に関する予備的調査」という。)及び行政監視に係る法制に関する事務に係る企画調整の事務並びに決算行政監視委員会の所管に属する法制に関する事務は、法制企画調整部においてつかさどる。

第十条 衆議院法制局長は、委員会から法制に関する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に関する予備的調査に関して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(国会職員法の一部改正)

第四条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五

号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「常任委員会調査員」の下に「並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員」を加え、同条第五号中「除く外を」を除くほか」に改める。

第二十四条の三に次の一項を加える。

第二十条の二から第二十二一条までの規定は、両議院の議長が協議して定める非常勤の職員については、これを適用しない。

第三十五条中「部長」の下に「並びにその院が衆議院である場合にあつては衆議院事務局の調査局長」を加え、「当るを」を「当たる」に改める。

参議院規則の一部を改正する規則案

右の議案を議決する。

平成九年十二月十二日

発議者

中曽根弘文	鴻池 祥肇
中島 眞人	西田 吉宏
足立 良平	魚住裕一郎
齋藤 勲	三重野栄子
賛成者	
岩永 浩美	大野つや子
釜本 邦茂	陣内 孝雄
田浦 直	中原 爽
林 芳正	山本 一太
石田 美栄	皆川 健二
寺澤 芳男	和田 洋子

小川 勝也 国井 正幸

渡辺 四郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院規則の一部を改正する規則

参議院規則の一部を次のように改正する。

第七十四条各号を次のように改める。

一 総務委員会 二十一人

1 皇室に関する事項

2 国家行政組織に関する事項

3 国家公務員に関する事項

4 情報公開に関する事項

5 行政手続に関する事項

6 一般統計調査に関する事項

7 栄典に関する事項

8 恩給に関する事項

9 領土に関する事項

10 男女共同参画に関する事項

二 法務委員会 二十一人

1 司法に関する事項

2 民事、刑事その他の司法法規に関する事項

項

3 矯正及び更生保護に関する事項

4 人権擁護に関する事項

5 国籍、戸籍、公証、登記及び供託に関する事項

6 出入国管理に関する事項

7 海難審判に関する事項

三 地方行政・警察委員会 二十一人

1 地方公共団体に関する事項

2 地方行政に関する事項

3 地方公務員に関する事項

4 選挙に関する事項

5 消防に関する事項

6 警察に関する事項

7 交通安全に関する事項

8 海上保安に関する事項

四 外交・防衛委員会 二十一人

1 外交に関する事項

2 国の防衛に関する事項

3 安全保障に関する事項

4 条約に関する事項

5 政府開発援助その他国際協力に関する事項

項

6 国際機関及び国際会議に関する事項

7 在外邦人に関する事項

8 海外渡航及び移住に関する事項

五 財政・金融委員会 二十一人

1 国の会計に関する事項

2 国の租税に関する事項

3 国債に関する事項

4 財政投融资に関する事項

5 国有財産に関する事項

6 通貨に関する事項

7 外国為替に関する事項

8 公的金融に関する事項

9 銀行、信託、保険その他金融に関する事項

項

10 証券取引に関する事項

11 企業経理に関する事項

六 文教・科学委員会 二十一人

1 教育に関する事項

2 学術に関する事項

3 芸術、文化財、著作、出版その他文化に関する事項

4 宗教に関する事項

5 スポーツに関する事項

6 科学技術に関する事項

七 国民福祉委員会 二十一人

1 社会福祉に関する事項

2 保健、医療及び薬事に関する事項

3 生活衛生に関する事項

4 医療保険及び年金に関する事項

5 人口問題に関する事項

6 引揚げ並びに戦傷病者及び戦没者遺族に関する事項

八 労働・社会政策委員会 二十一人

1 雇用に関する事項

2 労働条件及び労働者保護に関する事項

3 労働組合及び労働関係の調整に関する事項

項

4 職業能力開発に関する事項

5 労働保険に関する事項

6 家族及び余暇に関する事項

7 ボランティアに関する事項

九 農林水産委員会 二十一人

1 食料の安定供給及び安全性の確保に関する事項

2 農林水産業に関する事項

3 農山漁村の振興に関する事項

4 農林水産団体にに関する事項

5 農林水産業の保険に関する事項

十 経済・産業委員会 二十一人

1 経済計画に関する事項

2 産業構造に関する事項

3 商業に関する事項

4 貿易に関する事項

5 工業に関する事項

6 中小企業に関する事項

7 特許、実用新案、意匠及び商標に関する事項

8 公正取引に関する事項

9 消費者保護に関する事項

10 商工団体にに関する事項

11 商工業の保険に関する事項

12 電気、ガスその他エネルギーに関する事項

13 原子力に関する事項

14 鉱物資源に関する事項

十一 交通・情報通信委員会 二十一人

1 交通体系に関する事項

2 旅客運送に関する事項

3 物流に関する事項

4 観光に関する事項

5 情報通信基盤に関する事項

6 電気通信に関する事項

7 放送に関する事項

8 郵便に関する事項

十二 国土・環境委員会 二十一人

1 国土計画、地方計画及び都市計画に関する事項

2 道路、河川、海岸、港湾、公有水面及び運河に関する事項

3 水資源に関する事項

4 土地利用に関する事項

5 土木、建築及び住宅に関する事項

6 災害の防止及び復旧に関する事項

7 気象に関する事項

8 環境の保全に関する事項

9 公害に関する事項

10 資源の再利用及び廃棄物の処理に関する事項

十三 予算委員会 四十五人

1 予算

十四 決算委員会 三十人

1 決算

2 予備費支出の承諾に関する事項

3 国庫債務負担行為総調書

4 国有財産増減及び現在額総計算書並びに無償貸付状況総計算書

5 会計検査に関する事項

十五 行政監視委員会 三十人

1 行政監視に関する事項

2 行政監察に関する事項

3 行政に対する苦情に関する事項

十六 議院運営委員会 二十五人

1 議院の運営に関する事項

2 国会法その他議院の法規に関する事項

3 国立国会図書館の運営に関する事項

4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴訟委員会に関する事項

十七 懲罰委員会 十人

1 議員の懲罰に関する事項

第七十四条の二中「決算委員」の下に、「行政監視委員を加える。

第八十条の八第二項中「第八十一条」の下に「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

「第八十一条の二」を加える。

合は、議長を経て、これを求めなければならない。
附 則
この規則は、次の常会の召集の日から施行する。

審査報告書(内閣委員会)
請願審査報告第一号
本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日
内閣委員長 竹山 裕
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、採択すべきもの
(一)内閣に送付するを要するもの
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

第二号、第八〇号、第九〇号、第九二号、第九五号、第一〇一号、第一〇四号、第一〇六号、第一一〇号、第一一六号、第一一九号、第一三六号、第一四九号、第一七三号、第一八〇号、第二〇六号、第二四五号、第二五七号、第二七三号、第二七七号、第三〇〇号、第三〇二号、第三二〇号、第三四二〇号、第四二八号、第四三五号、第五八七号、第六七〇号、第六七五号

号、第七二二号、第七二八号、第七三二号、第七四二号、第七四五号、第七五二号、第七八〇号、第七九三三、第八二八号、第八二九号、第八五一号、第八六四号、第八九一号、第八九五号、第九五九号、第一〇七三三、第二二〇八号、第二三七号、第二三二二号、第二三五八号、第二三二二号、第一五〇三三、第一五一〇号、第一五二七号、第一五七九号、第一七四五号、第一九四六号、第二二二〇号、第二二一七号

軍人恩給の改善に関する請願
第三〇三三

審査報告書(地方行政委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日

地方行政委員長 葉科 満治
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

行政書士制度の規制緩和に関する請願
第二二〇号

現行行政書士制度維持に関する請願
第六〇七号、第六三四号、第一二〇二号

審査報告書(法務委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日

法務委員長 風間 昶
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

子供の性的搾取・虐待をなくするための法的措置に関する請願

第一八号、第二六六号、第三二二号、第三三三三、第三五五号、第三六六号、第五四四号、第七一号、第七四四号、第八七号、第九四四号、第一〇〇号、第一〇五五号、第一一三三、第一一三五号、第一八二二、第一八三三、第二三三七号、第二三八八号、第二四八八号、第二七六七号、第三〇四四号、第三〇九号、第三二四四号、第三四七号、第三五〇号、第三六〇号、第三七二二、第三七九号、第四〇九号、第四一三三、第四一五五、第四二二三号、第四三三九号、第四六三三、第五〇四四号、第五八二二、第五八三三、第七三八号、第七九六号、第九六一号、第一〇四五号、第一〇五五号、第一三三四号、第一三七〇号、第一三三三、第一四一八号、第一五六六号、第一五九三三、第一七三三六号、第一七五六号、第一九〇四四、第二二二

六四号

審査報告書(大蔵委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日

大蔵委員長 石川 弘
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

酒販免許制度の堅持等に関する請願

第三六九号、第三八〇号、第四三三三、第四三六六、第四三八八号、第四四〇号、第四四四四、第四四五五、第四四六六、第四五四四、第四五五五、第四六二二、第四六五五号、第五〇三三、第五〇七七、第五五九号、第五六一号、第五六七七、第五七七号、第五七八号、第五九八八、第六六五七号、第六五九号、第六六三三、第六六四四号、第六七六六、第七一〇号、第七一七号、第七二四四、第七三六六、第七四四四号、第七六九号、第七七〇号、第七七九号、第七八二六、第八三三三、第八四七号、第八五二二、第八七九号、第八八五号、第八九四四、第九〇〇号、第九〇三三、第九〇四四、第九一一号、第九二七号、第九五二二、第九七六六、第一〇〇九

号、第一〇二二、第二〇一四、第二〇一五、第二〇一九、第二〇五〇、第二〇五四、第二〇六三、第二一〇〇号、第二一二三、第二一二四、第二一三四、第二一八三、第二一八五、第二二一九、第二二二六、第二二五七号、第二二五八、第二二六〇、第二二七六、第二三〇九、第二三二二、第二三七九、第二三八七、第二三九六、第二四二二、第二四三三、第二四四三、第二四九四、第二五三九、第二五九二、第二六二四、第二六二六号、第二六五二、第二七三五、第二八〇〇、第二八一六、第二九〇六、第二九七八、第二九八七、第二〇八六号、第二二二六、第二二四一、第二一九九号、第二一九九号

金融及び証券に係る事件の徹底究明に関する請願
第六〇八号、第六三五号、第一〇二三号

審査報告書(文教委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日

文教委員長 大島 慶久
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成九年十二月十二日 参議院会議録第十一号 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願外三百二十二件の請願

四二

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

第一八八号、第六〇三号、第六三〇号、第一〇二四号

私立助成制度の堅持に関する請願

第一八九号

公立小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

第三七八号、第八六六号、第八八六号、第一〇五九号、第一一三九号

義務教育費国庫負担制度堅持に関する請願

第五九六号、第六八四号、第七〇七号、第七一五号、第七四六号、第七九五号、第八〇六号、第一一三三三号、第二〇五六号

審査報告書(厚生委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日

厚生委員長 山本 正和
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

臍帯血(さいたいけつ)バンクの設立に関する請願

第五三三号、第一一四号、第一五四号、第一

七四号、第二六九号、第四二二号、第一一八一号、第一三九九号、第二〇六七号

廃棄物対策の推進に関する請願

第一九一号

障害者施策の推進に関する請願

第六一〇号、第六三七号、第一一〇五号

寝たきり老人・重度心身障害者とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

第六一一号、第六三八号、第一一〇六号

男性介護従事者の養成等に関する請願

第六二二号、第六三九号、第一一〇七号

公的臍帯血(さいたいけつ)バンクの早期設立等に関する請願

第六一三三号、第六四〇号、第一一〇八号

介助用ボイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

第九四〇号、第九九二号、第一一五〇号、第一一九〇号、第二二四五号、第二二九二

号、第一四七二号、第一五二四号、第一五四八号、第一六五八号、第一六九三三号、第一七八五号、第一八五三三号、第一九二二

号、第一九九四号、第二〇七三三号、第二二〇五号、第二二四九号、第二三〇四号、第二三二八号、第二二四九号

保育制度の改善と充実に関する請願

第二三三九号

建設国保組合の育成・強化に関する請願

第二三五二号、第一三五四号、第一三九〇

号、第一九六九号、第二〇二七号

ダイオキシン対策に関する請願

第一三五九号

児童福祉法改正に伴う公的保育制度の充実に関する請願

第一八八五号

審査報告書(農林水産委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日

農林水産委員長 松谷蒼一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

食料・農業・農村地域に関する新たな基本法の制定に関する請願

第一九四号

審査報告書(労働委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日

労働委員長 星野 明市
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

障害者の雇用率引上げ、職域拡大等に関する請願

第九四五号、第九九七号、第一一五七号、第一一九七号、第一二五二二号、第一二九九

号、第一四七九号、第一五三二二号、第一五五五号、第一六六五号、第一七〇〇号、第一七九二二号、第一八六〇号、第一九二九

号、第二〇〇一〇号、第二〇八〇号、第二二二二二号、第二二五六六号、第二二二二二号、第二二二二二号、第二二二二二号

労働者保護及び雇用の安定を図るための労働行政体制の整備に関する請願

第一二一六号、第一二二〇号、第二二七一

号、第一七七五号、第一九〇〇号、第二〇八九号

高齢者の雇用機会の創出等に関する請願

第一八七二二号、第一八九七号、第二〇九七

号

審査報告書(建設委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日

建設委員長 関根 則之
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

急傾斜地崩壊対策事業の充実・強化に関する
請願

第一九八号

急傾斜地崩壊対策事業の推進に関する請願

第三八九号

高速道路等の通勤割引に関する請願

第四一二号

第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策
定と所要の投資規模確保に関する請願

第六二五号、第六五二号、第一〇三三号

審査報告書(環境特別委員会)
請願審査報告第一号

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日

環境特別委員長 菅野 壽

参議院議長 斎藤 十朗殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

環境負荷の抑制対策充実に関する請願

第六二七号、第六五四号、第一〇三四号

審査報告書(行財政改革・税制等)
に関する特別委員会
請願審査報告第一号

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よって報告する。

平成九年十二月十二日

行財政改革・税制等
に関する特別委員長 遠藤 要

参議院議長 斎藤 十朗殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

行財政改革の推進に関する請願

第四一二号

PCBの処理対策等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提
出する。

平成九年十月十六日

荒木 清寛

参議院議長 斎藤 十朗殿

PCBの処理対策等に関する質問主意書

PCB(ポリ塩化ビフェニル)がもたらす人体へ
の影響について、世界保健機関(WHO)の国際が
ん研究機関(IARC)が「発ガン性あり」と評価を
下し、昭和四十二年に発生したPCBを原因とす

るカネミ油症事件では眼油増加・爪や口腔粘膜の
色素沈着・塩素ニキビ・爪の変形・眼瞼や関節の
腫脹・中性脂肪の異常高値などが挙げられてい
る。

かつてPCBは、安全性・脂溶性・蓄熱性・難
燃性・絶縁性などを合わせた物性があること
から、トランス(変圧器)やコンデンサー(蓄電池)
などの絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙な
どに広範に使用された。

しかし、前述のカネミ油症事件で死者五十一名
を含む一万三千人以上の被害者を出し、その毒性
が問題となり、また、PCBによる地球規模での
環境汚染の実態が明らかになるに至って、大きな
社会問題となった。こうしたことから、昭和四十
八年四月に選別保管管理が義務づけられた。統一
て同年十月に「化学物質の製造及び審査に関する
法律(化審法)」が制定され、PCBは第一種特定
化学物質の第一号に指定され原則的に生産・輸入
及び新たな使用が禁止された。さらに、同五十一
年三月には高温焼却を内容とする処理基準も設定
されている。

PCBの生産・新規使用禁止から二十四年以上
が経過し、廃PCBの具体的な処理基準が設けら
れてからも二十一年が経過している。この間、熱
媒体などに利用したものから回収された約五千五
百トンのPCBを高温焼却処理した以外、処理・
処分は進んでおらず、各事業所・官公署等におい

て保管され続けている。

廃PCBの保管の継続はリスクが低下されるこ
とはなく、むしろ容器の劣化、地震や火災などの
事故、保管責任者の変遷などによりリスクが増大
する可能性が高く、廃PCBの早期処理対策の確
立が強く求められている。

こうした観点から、以下質問する。

一 PCBの生産・使用などの状況について
1 昭和二十五年頃から輸入が開始され、二十
九年から四十七年に生産されたが、その間の
生産量・輸入量・国内消費量及び輸出量はど
うであったか。

2 国内消費量のうち、現在も使用中の量がど
のくらいあるのか。用途別に伺いたい。

3 PCB各種廃棄物の主要製品の標準的な含
有割合はそれぞれどうなっているか。

二 廃PCB等の保管状況について

1 廃PCB等の各種廃棄物の保管量及び保管
事業所・官公署等の箇所数はそれぞれどう
なっているか、主要製品別に伺いたい。

2 厚生省が平成四年度に都道府県・保健所設
置市を通じて実施した「PCB廃棄物保管状
況調査」の調査対象の事業所・官公署等
は、財団法人電気絶縁物処理協会の「PCB
使用電気機器保有台帳」への登録の対象外に
なっている大量保管者(JR各社・日本電信
電話株式会社・電力会社・防衛庁)及び電気
事業法で定める自家用電気工作物設置者で受

電圧が六百ボルト以下の事業所・官公署等も含まれているのかどうか。

3 大量保管者であるJR各社・日本電信電話株式会社・電力会社・防衛庁のそれぞれの保管量を明らかにされたい。

4 厚生省の「PCB廃棄物保管状況調査」では、PCB使用機器(トランス及びコンデンサー)の七%にあたる六千四百七十四台が、また、PCB入り感圧複写紙の四%にあたる三十四トンが、それぞれ不明・紛失していたことが明らかになっているが、不明・紛失の機器などについて追跡調査を指示したか。指示したとすれば、その結果を明らかにされたい。

5 その後もPCB廃棄物の不明・紛失が後を絶たないといわれているが、保管している事業所・官公署等に対し適正な保管管理についてどのように指導しているか。また、大量保管者に対する指導の実施状況についても説明されたい。

三 高温焼却処理について

1 昭和六十二年十一月から平成元年十二月にかけて鐘淵化学工業株式会社高砂工業所で保管していた約五千五百トンの回収廃PCBを高温度焼却処理した際、ダイオキシン類などの有害物質の排出の有無はどうであったか。

2 回収廃PCBを処理した実績のある鐘淵化学工業株式会社高砂工業所の焼却施設におい

ても、その後の処理が行われていないのは何故か。

3 PCB使用電気機器の処理の推進を図るため、昭和四十八年八月に財団法人電気絶縁物処理協会を設立し、処理施設の具体化を目指して同年から六十一年にかけて茨城県・福島県など全国三十九か所で行った働きかけを行ったが、そのいずれもが失敗に終わっている。地元住民あるいは地方自治体の同意が得られなかった要因についてどう分析しているか。情報の管理と公開について

1 財団法人電気絶縁物処理協会が「PCB使用電気機器保有台帳」を保有しているが、これは大量保管者以外の電気機器に限られている。大量保管者の保管分も含め一括して登録・集計を行うようにすべきではないか。

2 PCBを使用中の電気機器についても登録・集計を行うようにすべきではないか。

3 登録事項の更新を継続的に行うようにすべきではないか。

4 「化学物質の安全性に関する政府間フォーラム(I F C S)」の第二回会合が本年二月十日から十四日にかけてカナダのオタワで開催された際、多くの講演者から住民の理解を得てPCB含有物の処理・処分を行うためには情報公開が不可欠であり、情報の公開により感情的な反対の減少、処理施設立地への協調の推進が図られるなどのメリットがあると

の報告がなされたと聞いている。各事業所・官公署等の廃PCBの保管実態を公表するようにはすべきではないかと思料するがどうか。

五 廃PCBの無害化処理について

1 廃PCB等の無害化処理技術については、化学反応で分解する「脱塩素化法」、酸化分解する「超臨界水酸化法」、紫外線と微生物を使って分解・処理する「微生物分解法」などが実用段階に達したといわれているが、生活環境審議会廃棄物部会の廃棄物処理基準等専門委員会では、これまでに、どこ、どのような技術について評価を行ったのか。

2 無害化処理に要するコストは、概ねどのくらいか。処理方法別に明らかにされたい。

3 無害化処理の基準を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で規定することになると思うが、施行令の一部改正及び施行の時期についてどう予定しているか。本年度中に可能か。

4 無害化処理施設の設置主体、施設の規模についてどう考えているか。また、大量保管者が設置する無害化処理施設で他の事業所・官公署等のものも処理することができるとはどうか。

5 財団法人電気絶縁物処理協会は処理施設の立地についてことごとく失敗したが、無害化処理施設の立地についてどのような見通しを持っているのか。

6 廃棄物の処理にあつては、発生源の近くでその処理・処分を実施すべきであるという「近接原則」があるが、可動式の無害化処理施設も開発されているのかどうか。

六 輸出先の諸外国に対する対応について

1 PCB及びPCB含有物の輸出先は何か国に及んでいるか。

2 輸出先の諸外国に対し、無害化処理などの技術移転等の援助を行うべきではないかと思料するがどうか。

右質問する。

平成九年十二月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員荒木清寛君提出PCBの処理対策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒木清寛君提出PCBの処理対策等に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘のポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)について、事業者から通商産業省に提出された一部推定を含む報告によれば、昭和十九年から昭和四十七年までの生産量は累計で約五万八千七百八十トン、昭和四十二年から昭和四十七年までの輸入量は累計で約五百九十トン、昭和二十九年から昭和四十七年までの国内消費量は累計で約五万四千トン及び昭和三十

七年から昭和四十七年までの輸出力は累計で約五千三百二十トンと承知している。

一の2について

お尋ねの現在使用中のPCBの量については、現在使用されているPCBを含む製品である電気機器の個別のPCB使用量が不明であるため、把握することは困難である。なお、PCBを含む電気機器のうち現在使用中のもの数については、関係省庁の調査によれば、高圧トランス及びコンデンサーが約二十五万台、低圧トランス及びコンデンサーが約十三万台、柱上トランスが約二百八十三万台等と承知している。

一の3について

御指摘のPCBを含む主要製品のPCB含有割合については、関係省庁の調査により把握できた範囲においては、高圧トランスは平均総重量約三千キログラム、高圧トランス及び低圧トランスのものが約十一パーセント及び平均総重量三百から四百キログラム程度のものが二十から二十三パーセント程度、高圧コンデンサーは平均総重量(五十から九十五キログラム程度)の二十一から四十五パーセント程度、柱上トランスは平均総重量(百四十から百九十キログラム程度)の数から数十ppm、並びに感圧複写紙は総重量の約四パーセントである。

一の1及び2について

廃PCB等の保管状況については、厚生省に

において、平成四年度に、各都道府県及び保健所を設置する市(以下「都道府県等」という。)を通じて、廃棄物とされた高圧トランスのうちPCBを使用したもの(以下「廃高圧トランス」という。)、廃棄物とされた高圧コンデンサーのうちPCBを使用したもの(以下「廃高圧コンデンサー」という。)、廃棄物とされた感圧複写紙のうちPCBを使用したもの(以下「廃感圧複写紙」という。)、廃PCB及びPCBを含む廃油等のPCBが含まれた各種廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。の保管状況に関する調査(以下「都道府県調査」という。)を行うとともに、財団法人電気絶縁物処理協会が管理する「PCB使用電器台帳」の登録の対象でないため都道府県調査の対象とならなかった旅客鉄道株式会社各社及び日本貨物鉄道株式会社(以下「JR各社」という。)、日本電信電話株式会社、電力会社各社並びに防衛庁(以下「大量保管者」という。)の保管する廃高圧トランス及び廃高圧コンデンサーの保管状況に関する調査(以下「厚生省調査」という。)を直接行った。

これらの調査の結果、廃高圧トランス及び廃高圧コンデンサーについては、都道府県調査分として、一万六千三百二十九事業所において八万五千二十九台が、厚生省調査分として、四百二十二事業所において二万九千九百六十九台が、廃棄物とされた低圧トランスのうちPCBを使用したもの(以下「廃低圧トランス」という。)及

び廃棄物とされた低圧コンデンサーのうちPCBを使用したもの(以下「廃低圧コンデンサー」という。))については、九十九事業所において約二十三万台が、廃感圧複写紙については、五百三十四事業所において七百六十八トンが、廃PCB及びPCBを含む廃油については、百五十二事業所において五千三百三十四トンが、PCBを含む汚泥等については、六十六事業所において千百三十二トンが、それぞれ全国で保管されていた。

また、いずれの調査においても、受電電圧が六百ボルト以下の自家用電気工作物設置者は、廃高圧トランス及び廃高圧コンデンサーの保管状況に関する調査の対象には含まれていない。

一の3について

平成八年度末における大量保管者のPCB廃棄物の保管量は、次のとおりである。

(一) JR各社のPCB廃棄物の保管量について、運輸省においてJR各社に照会したところ、廃高圧トランスが五千九百六十五台、廃低圧トランスが四百九十七台、廃棄物とされた計器用トランスのうちPCBを使用したものが二千二百八十四台、廃高圧コンデンサーが三千百八十二台、廃低圧コンデンサーが八千二百九十九台、廃棄物とされた整流器のうちPCBを使用したものが五十二台、廃棄物とされた蛍光灯安定器のうちPCBを使用したもの(以下「廃蛍光灯安定器」という。)が二十四万

八千三十二台、その他の廃棄物とされた機器のうちPCBを使用したものが三千四百八十六台及びPCBを含む廃油が八万四千三百四十四リットルであるとの回答があったところである。

(二) 日本電信電話株式会社のPCB廃棄物の保管量について、郵政省において同社に照会したところ、廃高圧トランス及び廃低圧トランスが百八十一台、廃高圧コンデンサー及び廃低圧コンデンサーが一万七千八百四十六台、廃蛍光灯安定器が三十二万五千六百七十七台、廃感圧複写紙が一万四千八百四十キログラム並びにPCBを含む廃油が約千二百リットルであるとの回答があったところである。

(三) 電力会社各社のPCB廃棄物の保管量について、通商産業省において電力会社各社に照会したところ、発電所、変電所及び受電設備用の廃高圧トランス及び廃高圧コンデンサーが一万六千三百七十八台並びに廃棄物とされた柱上トランスのうちPCBを使用したものが約百九十九万六千台であるとの回答があったところである。

(四) 防衛庁のPCB廃棄物の保管量は、廃高圧トランス及び廃高圧コンデンサーが七百五十一台、廃低圧トランス及び廃低圧コンデンサー等が一万三千二百六十一台、廃感圧複写紙が二万七千七百七十四キログラム、PCBを含む廃油が二千三百六十リットル及び二十五

キログラム並びにPCBを含む汚泥が約百四トンである。

二の4について

厚生省において、平成五年度に、都道府県等を通じて、都道府県調査においてPCB廃棄物について不明又は紛失と報告のあった事業所等を対象として、不明又は紛失の理由についての調査を行ったところ、不明又は紛失の理由は、それぞれの品目につき、回答した事業所等の数に對して、事務所の改築又は移転等によるものが、廃高圧トランス及び廃高圧コンデンサーで三十五パーセント、廃感圧複写紙で十一パーセント、売却又は業者の引取り等の際にPCBを使用した製品ではないと誤認されたことによるものが、廃高圧トランス及び廃高圧コンデンサーで十七パーセント、廃感圧複写紙で四十八パーセント、機器交換時に紛失したことによるものが、廃高圧トランス及び廃高圧コンデンサーで九パーセント並びに理由が不明なものが、廃高圧トランス及び廃高圧コンデンサーで三十七パーセント、廃感圧複写紙で三十五パーセントであった。

二の5について

厚生省において、二の1及び2について述べた都道府県調査及び厚生省調査の結果を踏まえ、PCB廃棄物の適正な保管について、大量保管者を含めた事業者等に対する指導を徹底するように、平成五年度以降、都道府県等に対して

指示を行っているところである。

三の1について

鐘淵化学工業株式会社が昭和六十二年十一月から平成元年十一月までの間に、同社高砂工業所において液状廃PCBの高温熱分解処理を行った際の同工業所の排出ガス及び排水中のダイオキシン類及びPCBの濃度は、兵庫県が原則月一回の頻度で行った測定の結果によれば、いずれの物質についても定量限界未満であったと承知している。なお、同社が自主的に行った監視測定の結果においても、ダイオキシン類及びPCBのいずれの物質の濃度も定量限界未満であったと承知している。

三の2について

お尋ねの点については、鐘淵化学工業株式会社高砂工業所の廃PCBの焼却施設が、地元住民との事前の調整の結果、同社が自ら保管する廃PCBのみを処分するものとして設置されたものであるためと承知している。

三の3について

財団法人電気絶縁物処理協会は、PCB使用電気機器の処理施設の建設を行うため、昭和五十年頃を中心に全国三十九か所の建設候補地において、地元の住民及び地方自治体と処理施設建設についての同意を得るための交渉を積極的行ったが、地元の住民又は地方自治体の同意が得られず、処理施設の建設を行うに至らなかった。その主な要因としては、昭和四十三年

に発生したいわゆるカネミ油症事件等によりPCBの有害性が広く知られていたことから、地元の住民にPCB及び廃PCB処理施設に対する忌避感が強かったためと考えられる。

四の1及び2について

財団法人電気絶縁物処理協会は、昭和五十一年二月以来、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物を設置する者のうち、大量保管者以外のものが使用し、又は保管しているPCBを含む電気機器について登録及び集計を行い、「PCB使用電器台帳」を作成しているところである。

一方、大量保管者であるJR各社、日本電信電話株式会社、電力会社各社及び防衛庁が使用し、又は保管するPCBを含む電気機器については、これらの大量保管者が他の保管者と比較して管理能力が高く、かつ、それぞれの関係省庁の指導等により適切に管理を行うことから「PCB使用電器台帳」による登録及び集計を行う必要はないものと考えている。

四の3について

通商産業省においては、PCBを含む電気機器を使用し又は保管している事業者に対し、その使用をやめて保管に切り替えた場合、又は保管場所を変更した場合には、通商産業局又は財団法人電気絶縁物処理協会に届出を行うよう指導をしており、これに基づいて事業者から届出

が行われた場合には、その内容に基づいて「PCB使用電器台帳」に登録された事項の更新が行われているところである。

四の4について

御指摘の廃PCBの保管の実態の公表については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第十条第一項の規定に基づき自らの産業廃棄物の処理について責任を負っている個々の事業者が、その判断に基づき行うものと考えている。

五の1について

生活環境審議会廃棄物処理部会廃棄物処理基準等専門委員会が平成九年十月に取りまとめた報告書においては、廃PCB及びPCBを含む廃油を分解することができる処理技術として、PCB中の塩素を水素や水酸基と置換してPCBを分解する脱塩素化処理及び高温かつ高圧時の水の特性を活かしてPCBを分解する超臨界水による酸化処理の二つの方法について、欧米において実用化されているとの評価が行われたところである。

五の2について

五の1について述べた新しいPCB廃棄物の処理方法に要する費用については、現在のとこ我が国において算定できる適切な資料が存在せず、把握していない。

五の3について

御指摘のPCB廃棄物の新たな処理方法に係る特別管理産業廃棄物の処理の基準等を定めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成九年政令第三百五十三号)を制定し、当該処理の基準等に係る部分については、平成十年六月十七日から施行することとしたところである。

五の4について

PCB廃棄物等の特別管理産業廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、排出した事業者が自ら処理するか、又は都道府県知事等の許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業者にその処理を委託しなければならないこととされている。PCB廃棄物の処理施設については、それらの者が廃棄物処理法第十五条第一項の規定に基づき都道府県知事等から産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けて設置するものであるが、その規模については特に基準を設けておらず、設置者が定めることができるものである。

また、他者の排出したPCB廃棄物の処分を業として行うことは、廃棄物処理法第十四条の四第四項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可及び廃棄物処理法第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可を取得すれば可能である。

五の5について

PCBを分解することにより処理を行う技術

を用いた新たなPCB廃棄物処理施設については、従来の焼却により処理する施設に比べて、

処理に伴って発生する排ガスが少ないこと等から、設置について住民の理解を得やすいものと考えており、五の3について述べた政令改正により処分の基準の見直し等を行うことで、設置が進むものと期待している。

五の6について

お尋ねの可動式のPCB廃棄物の処理施設については、アメリカ合衆国、カナダ等の諸外国で実用化されている例を承知している。

六の1について

PCBの輸出については、外国為替管理令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成四年政令第二百九号)により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第二条第二項に規定する第一種特定化学物質が外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二十三号)第四十八条第三項の規定に基づく輸出の承認の対象とされたため、同項の規定に基づく輸出の承認が行われることとなったところである。当該改正が施行された平成四年七月一日以降において、当該輸出の承認により把握したPCBの輸出先は、試験研究用試薬として少量(数十グラム程度)が輸出されたモンゴル及びマレーシアの二国のみである。なお、PCBの輸出については、昭和四十七年に通商産業省において、事業者に対し

その自棄を要請したところである。

また、PCB含有物の輸出については、輸出された場合にその輸出先を把握することは困難であるが、昭和四十七年に通商産業省において、事業者に対しPCBを使用する機器の生産の自棄を要請したところである。

六の2について

PCB廃棄物の処理等に係る技術移転等の援助については、現在のところ諸外国からの要請はないが、我が国としては、これまでもPCBを含む有害化学物質の分析に係る技術移転を実施してきたところであり、今後、PCB廃棄物の処理等に係る技術移転等の援助の要請があれば、対応について検討してまいりたい。

(参照)

十二月十一日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左にその会議の日時を掲載する。

十二月十一日 午前十時 本会議

平成九年十二月十二日 参議院会議録第十一号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

(第二、三号の発送は都合により後日となるため、第十一号を先に発送しました。)

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4294

定価

本号一部
送料別
二〇〇円